

爲かりし旨を聞知したりと陳述するや、治獄吏は何故に之を藩吏に訴へ出でさりし乎と責め、岡田捕縛せらるゝに至らば勢之を他藩に秘すべからず。自分は君上の爲め國惡を顯すを好まざれば之を訴へ出でざりしと辯ずれば、治獄吏は更に部下に罪惡の徒あるを知らざるは君上の耻に非ずや。即ち之を訴へ出でざりしは彼れの罪惡を庇ふたる者なりと切込み此事件審問の局に當りし數多の治獄吏中、殊に大目付野中太内の追究に對しては、瑞山少しは苦戰の態あるを免れず。獄外同志に書を送つて曰ふ、時勢を鑑みずして見る時は目付の言正論あるべし。正論と確定せむ自分は其心得違を謝するの要ありと。

五、幕府の京都町奉行付の與力渡邊金三郎同心森孫六同大河内十藏が京師より東下するを追掛け、薩長土久留米四藩士數十名は之を江州石部驛に斬殺したり。土藩士としては平井隈山弘瀬健太岡田以藏等参加せりといふ。治獄吏は瑞山が之を知らぬ理なしと責め、瑞山は例によつて知らぬとて承服

せさりき。

六、瑞山一日藩の奉行職たる家老五藤内藏介を訪ひたりしに、五藤は大目付横山覺馬は今日免職にありたりといふ。瑞山は之に答へて夫れは宜うござりませう。何日かも天誅を加へねばあらぬ杯といふ風説を聞いた様に覺わますと云ひし事ありき。只の出し合せ話にて何も仔細はなし。然るに先頃大目付眞鍋榮三郎邊カは此事を舉げて審問を試み、近く又小目付か風説といへど容易ならぬ事なり。必ずしかと譯あるべしといふ。瑞山は風説の事にて誰に聞いたといふ事なし。内藏介殿に尋ねらるれば巨細必ず分明すべしと答へたる旨獄外への通信文に見ゆ。他の條件と較すれば固より小事なりと雖、亦罪案の一たるを失はざるべし。

七、三條卿へ進言とは討幕論を申出でたりとの罪案なり。瑞山之を獄外同志に報じて曰ふ自分は文久三年四月京師を發し、藩に歸りたり。此時に當つては攘夷の期限既に確定して大令遍く列侯に布かる。固より討幕論を唱ふべ

き理を見ずと。按するに志士の所謂討幕論は幕府が天勅を奉せざるに出づ。幕府にして天勅を奉ずるとせば志士たる者何を苦んで此激越の論を發せんや。瑞山の言人を欺かざるに似たり。乃ち之を舉げて治獄吏と争ひしや必せり。

八、粟田宮へ進言、九、容堂老公へ進言の兩罪案は事項頗る相似たり。瑞山が治獄吏の粟田宮へ不都合の儀申出でたる旨の審問を否認して、其不都合とは如何ある言説なるかと反問せば、小目付曰ふ老公之を聴取らる。然れども老公は時々之を筆記せられざれば、其事項の何たるは既に之を遺忘せらるれど。種々の事を進言したりとの御意なりと。治獄吏又瑞山が容堂老公へ不穩の言上なしたること無きを辯明するや。乃ち曰ふ予が言はぬと抗辯しても。老公は固より之を聴取せらる。予が與り知らずと言はゞ老公の立場おし。自分が立場を得て老公が立場を失ふは臣子の分として安んずべきに非ずと。乃ち此兩罪案の内容は烟の如く幽靈の如くして實質の捉ふべき者を有せ

ず。只事理を知らざる治獄吏が權威を笠に被て君意を迎合せることなるを知るべく、事實の審問にあらずして寧ろ事實の押賣にあらずや。尙此九箇條を外にして治獄吏が審問の事項多岐に涉りしと雖、何れも皆罪案たるべきの價値あらざるが如し。夫の小田原に於ける瑞山の實弟田内惠吉と今橋權助槍垣清治との三士が足輕坂本瀬平を殺害せるが如き、固より大事項にして間々治獄吏の舌頭に上るを見るも、こは瑞山が直接に關係せざるを認識し、他の殺害事件と同一視せざるの狀あるなり。

罪案審問の順序を考ふるは稍困難なる業なれど、其大別の如きは之を爲し得べし。我の見る所によれば、盟約殺害事件は前にして進言事件は後なり。而して横山事件は進言と相伴ふ。夫の後藤が瑞山に向ひ其得意の長廣舌を揮つて、根元あなた耻つかしき事なし。京師に對して其儘に聞れざると仰せ付けられしことにて、佐市郎石部等のことは小事なり。小事なれど斯く行當りしこと故に能く々々譯相分り申さずてはならずと言ひしにて、殺害事件が

進言の前なりしことは機微の中にトふに足るべし。瑞山の遺書を檢するに殺害進言兩事件を併記せる通信文字は殆ど見當らず。明に兩者の審問が同時に行はれざるを證し得べく而して盟約事件が殺害と共に、横山事件が進言と共に通信せられたるを見れば、此兩者審問の時機も知り得べきに非ずや。

瑞山の通信に曰ふ、政府の詮議振り先の頃より勢替りしは間違なし。何分京師の事を何歟引出し罪に付ける者と見ゆる更に合点行かずと。京師の事を引出すの揣摩は固より當れり即ち進言の件を引出されたるあり。されど盟約事件も殺害事件も依然として犯罪を構成する大要件となり、好し殺害事件は瑞山が之に關知せずと其全部を否認するにせよ、黨與を結び即ち盟約を發起して人心煽動の基を醸造し即ち同志に殺害の兇行を續出せしめたるとの意味を以て、進言の事項と共に罪案確定せられて、最後の斷獄は切腹申渡とはありぬ我ハ此稿の結尾に藩政府が瑞山に下したる刑の宣告文を

掲げて、首の令狀中の審問とに相呼應せしめ、以て讀者が獄中の瑞山を一貫し知り得るの材に供すべし

武市半平太

右は去る酉年以來天下の形勢に乗じ、窃に黨與を結び、人心煽動の基を醸造し、爾來京師高貴の御方へ不容易^{件カ}屢申上、將又御隱居様へ屢不届の儀申上候事共、總て臣下の處分を失し、上威を輕蔑し、國憲を紊亂し、言語同斷重々不届の至、屹度御不快に被思召可被處嚴刑等の處御慈惠を以て切腹被仰付之

(土佐圖書俱樂部所載)

瑞山先生獄中の書畫

野島梅屋

武市瑞山先生の獄中で物せられたる書畫は頗る多く、世に流布せる先生の筆蹟の優に其の四分の一位を占めて居る程である、而して其獄中書きたるものは盡く意を用ひて落款を施し、獄裡濫りに筆硯を弄した蹟の分明せぬ様にしてあるのが、今夜のお話しの起つた次第である、今から考へて見れば、獄中に筆硯があるといふのが第一の、不審と云はねばならぬので、先づ之れから説明しよう、先生が入獄せられたのが文久三年癸亥の九月二十一日で、其牢舎は大橋通りの横丁今の高等小學校になつて居る處ろの南會所即ち俗に云ふお目付方の牢舎で、入獄當時訟庭の調べはなかつたが上役の立廻りなど時々あつて、獄舎の監視は頗る嚴重であつた、一方留守宅の方へは、毎日役人が入り替り立替り妻女の身の上を守つて居るので、見舞ひに来る者

も遠慮すれば、妻女は不幸を咥ちて、涙などこぼして居る事も出来ぬ、唯煮燒きや食事の外は、手を膝に置いて正座して居るより仕様がな、處ろで其年の暮れ押詰りに至つて役所は寒中休みとなり、役人は皆な春の用意に忙しいので、妻女の監視は類族に申付けられて、役人は立込まぬ様になつた、其處で始めて親族共も寄集つて何かの相談を始め、妻女もホツと息を吐いたとの事、牢屋の方でも同じく休みといふので、上役の見廻はりもなく、監守は牢番に一任せられた、幸ひにも牢番には勤王黨に左袒する者が多く、又た勤王黨にあらざる者も皆な先生の至誠に感じて何れも同情せざるはなく、其家庭は固より同志者の許に御用もあれば、如何なる事でも弁じましょふから、御如才なく仰せ付けられたいと申し出た、先生に取つて第一に必要なものは筆硯紙墨であるから、何うか留守許へ左様云つて之れ等の物を取つて来て呉れと頼むと翌朝は苦もあく持つて来て、懐中深く取り出して先生に渡して呉れたので、先生の便利を得た事と云つたら一通りでない、追々は種々

の書物や畫筆、繪の具、印版、印肉まで取り入れて貰つたから家庭や同志への文通、退屈慰める讀書や揮毫など自在に出来る様になつた、サア之れから書畫に係るお話になるのであるが、事の序に牢番の者は皆を先生に同情して居た事實を擧げて見よふ、或時牢番の者が柘榴の花を持つて来て先生に贈つた、先生大に喜はれて、

衛人贈吾柘榴時天暝

漏聲誘睡欠伸頻、獄裏陰々與夜勻、時有故人紅榴贈、漸門鬱屈喜精神
といふ詩を作つて之を感謝して居られる、又た枝折りの梅の子を贈つたものもあつたと見へて

衛獄老人、一枝梅子携來憫吾、欣然綴一詩以報

梅子携來憂憫時、怡然鬱散發笑眉、縱雖奴僕邊陋斃、何必老兄忘惠茲
といふ詩もある、又た菖蒲の花を贈り、螢を贈つたものもあつたらしく、

無題

衛人加愍恤、饋我昌蒲花、永日忘憂鬱、何時此報喜

獄裏愛瑩

踐義義僮人所尊、薰膏誹謗足何論、噫無汝亦瑩光德、豈必此羅幽獄煩
といふのもある、甚だしいに至つては、窃かに酒肴を持つて行つて進めたも
のも有つたものと見える、流石の先生、其好意は受けられたが、斯る身分で此
の贈物を受くるは驕りの甚だしいものだ、と云つて居らるゝ其詩は則ち左
の通りである

衛人憐吾

衛獄吏人知我不、頻携肴酒憫千憂、看身却懼驕奢甚、全若泛舟湖上遊
又た此の時島本審次郎氏後ち仲道も同嫌疑を以て山田町の獄に繋がれて
居たが、悲憤の餘り、

いまはしきひとやの籬のひまよりも月は誠を照らしてぞ行く
との歌を勤王黨に左袒する下番の善吾といふに托して、武市先生に傳へし

めた、先生の返歌は、

大空に照る月影は清けれとおほへる雲をいかにせん君
人の目に見ぬ心の増鏡清きひかりは神ぞ知るらん
筆のあと見るにつけつゝ床しさの猶いやまさる君の面影

いまはしきひとやに積る此憂さは彌陀の國にて共に語らん (歌道不知可察)
此の通りで、島本氏は又た善吾をして之を同志の間に送らしめ、同志者は爲
めに感奮したといふ、之れ等は皆な家庭や同志の間に係る事、牢番とても自
ら法を犯して物を贈り、又た諸事の取次をして居るからは、共に秘密を守る
は當然の事であるゆゑ、斯くの如く現はに書いて居らるゝものゝ、人から人
に傳はる書書や、同志者との文通などは、能く意を用ひて獄裏の秘密の暴露
せぬ様に勉めた蹟があり、と分かるのである、同志の士檜垣清治氏も、坂
本瀬平斬殺一件で囚はれの身となり、先生と同牢に居た、尤も此の人は後ち
に山田町の揚り屋へ移されたのであるが、同獄の時に笑泣録といふものを

拵らへて、和歌の贈答をした事がある、夫れには先生自らを健依別の太郎知徳と名乗り、檜垣氏は度會の次郎知義と名乗つて居る、之を取つたものと見へて、獄裏から同志の間に送つた手紙は、其名を多く依太郎、依太、太郎と書し、又た實名小楯を、たづとして女名に擬したのもある、此の手紙往復の事が暴露しよふものなら、其身深きお咎めを蒙るのみならず、累を及ぼす處も甚だ多く、第一勤王黨の計畫が破るゝのてあるから、之には分けても深く意を用ひられたものと見える。扱て書畫のお話してあるが、先生獄中で揮灑せられたのは、成るべく瑞山とか茗礪とか、勉めて短かい落款にしては畫の風に依つて、勢ひ長落款にせねばならぬ事のあるものだ、其場合には、寫於安樂堂暗窓、瑞山とか、竊筆寫於安樂堂窓下、瑞山人とかいふ工合に書かれて、年號は勿論の事、干支の記入をしたものは一本もあいのである、彼の有名なる渡邊華山が、我れ幽居の後ち始めて畫理を曉ると云つて居る通り、先生も入獄後、始めて筆墨を専らとする事が出来て、大に畫披が進んだのであるから、少し

く繪畫を見るの力能のある者が見たれば、縦令ひ安樂堂云々の記入のないものでも、老成の筆習熟の骨法で、直に之れは、獄中書きだといふ事は分るものゝ、扱て之れが何の年に書いたと云ふのは、判然せぬ、先生の入獄が前にも云つた通り、文久三年癸亥の九月二十一日で、自刃を賜ふたのが、慶應元年乙丑、閏五月十一日であるから、在獄は足掛け三年、殆んど滿二ヶ年である、最初の年は筆硯が自由にならなかつた爲め、總て揮灑はしあかつたが、後の二年は毎日筆を揮はれたとの事であるのに、右の如く干支の記入を避けて居られるから、此の二年の間の筆蹟は、殆んど區別が立たないのである、安樂堂とは武市氏のみならず、在獄諸氏の命名する處ろにて、文天祥正氣の歌より取つたものなりといふ、其の屠腹の前十一日、五月一日の作詩で、

夢到家鄉眠乍驚、心中慘々不堪情、杜鵑鳴徹聲々恨、弦月掛窓影淡明

偶成 小 楯

閏五月朔日有故書焉

武市瑞山關係文書第二

五百八十五

といふ眞蹟を見て居るのであるが、五月と云ひ故ありと云ひ、屠腹の前とは直ちに想像が出来るものゝ、之れにてすら干支の記入をして居ないのは、深い仔細のある事と思はるゝ、唯彼の「花依清香愛」燕雀得時擅の兩自像は最早死期の近く迫るといふを知つて、家庭と門人に贈つたもので、祕して人にも示さぬ事が明らかであるから之れは格別として、瑞山先生斯く揮毫の書畫にまで心を用ひられたのは、万一嫌疑晴れて晴天白日とあるならば、再び國家に盡くすべき大責任ある身體であるからは、僅かの事柄で刑辟に觸るゝ様な事はしないとの用意に外ならぬ、丁度長曾我部盛親が刀光頭上に閃めく刑場の最期までも、豊臣氏の興復を心掛けて居たと同様で、甚た奥床かしく思はるゝのである。

因に先生が獄中で用ひられた印章は、一寸四角位の「武市小楯」と刻した白字印、八分四角位「煉武爛義」の白字印、同じく六分四角位の「小楯」の白字印の三顆で他の印章は用ひられなかつたものと見ゆるなり（土佐圖書俱樂部所載）

吉田參政暗殺聞書

頃日曝書の序でに匣底を探りしに虫くひたる反古の中より不圖この斷簡を見出したは瑞山先生活動政況を知るたよりにもとてこゝに掲ぐることにしつ

桃圃生しるす

潮江大橋に記し置たる文に云

乍恐土國大君へ言上仕候昨年以來吉田元吉大望企於大阪御飯銀と号し莫大之金銀借受御役人中素り小役人に至迄學才を以是を取入凡四拾余人徒黨を組連判致公邊へ言路を開金銀山のとく賄し品川御隠居再太守と成し奉り大口と成て政事を司隨者へ祿を専らにし古侯の忠臣を退んと謀て已に大事に至事近し私不及共是を爲糺元吉へ諂漸連判仕具に是を見糺去月以來山内下總殿へ奉訴候得共未だ何の沙汰無御座候乍恐御目通を奉願度候得共終に言路を塞身體極り此處へ記置者也

四月八日 少將様御能御興行拜見に吉田元吉罷出其夜五ッ過頃雨降歸る

さ北會所廻り行處何者共不知四人不意に出殺害す僕兩人きもを消し逃歸ると云

袖 扣

吉田元吉

右者昨八日之夜於途中狼藉有之以及傷相果申候故早速右狼藉者尋方仕候得共逃去候を以相分不申然に右死骸は其儘差置候儀御作法に御座候處源太郎儀父子之情を以屍を道途に顯候義難忍不得止自宅へ取寄御座候此段御届仕候以上

四月九日

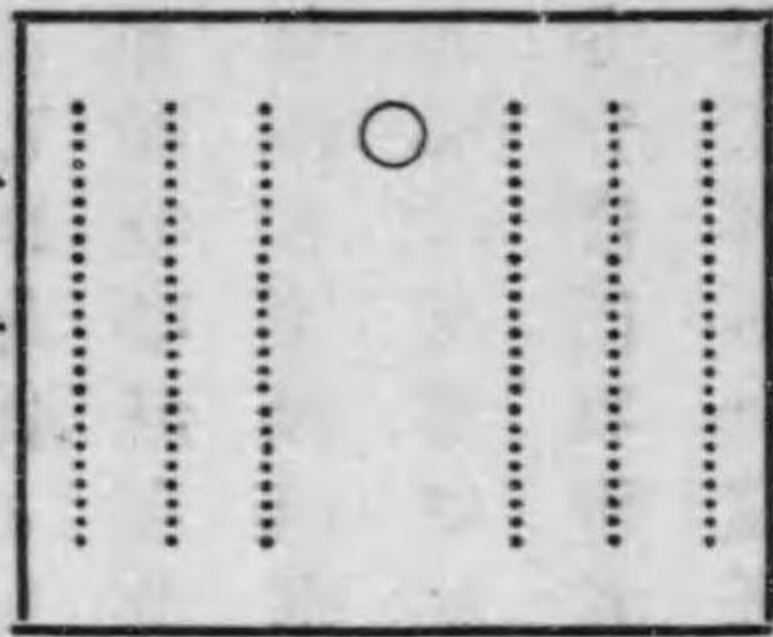
百々幸彌

吉田元吉儀於途中相果候を以其節御届仕置尙又死骸相改候處首無之候故段々詮議方仕候處雁切堤におゐて見當り候間取歸申候尤右首へ札差添有之候に付札は大御目付方へ差出申候右御届參上仕候以上

四月九日

吉田次郎右衛門

雁切に差置有之首へ如是之札付有之



八寸

此元吉事重き役儀に立なから心儘成政事を取行天下不安時節をも不願一日も安氣に暮度處處存を以御國次第に御窮迫之御勝手に相成候をも乍悟表は御餘金も有之様都合能申飾り既に去年より御圍に相成居候米カ 追々存分にすり盡し御國內御寶山等不殘切はぎ何によらず下賤之者よりは金銀きひしく取上御國民上を親しみ候心を爲相隔自分におゐては賄賂を貪り無類のおごりを極め於江戸表輕薄之小役人へ申付御名をたばかり結構成銀の銚子を相調且自己之作事平常之衣食彌花美を極め候事共此儘差置候ては土民之心彌相放れ御用に立候者一人も無之様相成終には御國滅亡之端共相成候ニ付不省之我輩共無餘儀堪忍難成上は國を患下は萬民之艱苦を救はん爲おのれか罪をわすれ如此取行ひ尙又さらし置候者也

戊四月

此度吉田の一件に付御役人中すへてあらたまれり先づ

御奉行 深尾弘人 福岡宮内 御仕置 朝比奈泰平 眞邊榮三郎 此人は近き頃

めし勤

御目付 福岡藤次 大崎健藏 市原八郎右衛門 右以上御免

此度柴田備後 當分御職 山内下總 桐間藏人 奉行職 五藤内藏助 御奉行

に相成やがて御免 御仕置 小八木五兵衛 寺田左右馬 御目付 柏原

内藏馬 青木忠藏 小南五郎右衛門 平井善之丞

何にまれ此頃ともすればいひいづるチョンガレぶしといふものありやく

なきものながら是も後の考證のひとつと記し置

やれ〜皆の衆此度大變お聞なされよ本の起りは工みの有事めつたに

いはれん濱のおやぢが首かばつたりそこらで此度恩を請たる大事のお

寺や譜代の學者が尋ねさがせどいつかな見わかい見わぬ筈だよきり人

がしれあい左五や詮次がめつたやたらにうろたへ廻れば左祐は以前の

陸目でさかすぞ西や東へはしり廻れば腐たお首が雁切おち居るうちの
女房は卯月八日ぢや鳴ざなるまいひよつと切れたほつとかけたる天の
網にて血を吐かなしみそこらでお釋迦が申事には天狗のしわざかたぬ
きの仕業か天のばちかよ水をも呑して置ざるまい上を下へとゆびを
指ちよるこりや又たまらん薰佑純隣呼んで來たれとてん法蘭法マ、リカしに
つくやらさかしにつくやら大マ、リカ仰天純隣あはて、先生ばだいと横文字
ひろげて祈り祈れどいつかな生けないこマ、リカや又どふせふお職の旦那は
俄にびつくりおいらも萬一首が飛だりやなんとせふぞと涕こぼして登
城するやら楮は追々詮義をとぐればお藏の御米は一粒もあらないお金
藏には大ばん小判も自分の家作に遣ひ果して一錢もあらない内の奢は
銀のちよしや金の盃美女や藝子で毎日酒もり大工や左官は日々さいそ
くいつかなやらないそこらで此度地こくへおとした落して見たれば職
人あつまりきりや鋸小手や手子にて呵責のせめぢやとつどい來りてあ

んともおらないこりや又どふせう國の政事は正直けつばく一粒一錢掠む事なく上を敬ひ下をあはれみ早く覺悟を改給へば天下泰平藤次の政事ぢやいつかないかない吉田がへんじで寺田となります偕又此節外邪が添ふたりやなんともならない彼等が爲にて半知はいやぞよ

世の中にかほどうるさいものはなし文武といふて夜もねられず

右之縁坐に付深尾弘人殿貳百石被減 朝比奈泰平 下灘筋へ被遣家督其

儘子息へ相續

(土佐圖書俱樂部所載)

反古いじり

桃 圃 生

余疊に吉田參政暗殺聞書を本紙上に掲載せしが、今また左記のものを古記録中より得たれば、こゝに掲ぐることにしつ。

チヨンガリ

やれ〜皆さん聞てもくんない、此度御家中帶屋町にて吉田先生、嘉永六年初めは御目付暮には御仕置、明れば七年お江戸へ登りて松下あたまをこくと其儘御國に被下四ヶ村禁足、其夜は朝倉當分居るとして百姓大めり、長濱あさりの能場を見立て一町四方の地面取上げ、普請も出来ればかんしよを作りて白黒砂糖を追をべさせ、あたり近所は砂糖も同様段々べ上人々めり込み、其年大ゆり津浪も入たり、何かに責られ是は玉乱、元吉いんだら誠にくつろぐ、いつかいぬると思ふて居たらば安政五年で丑正月、元の御仕置、百五の新知で役料取たと自慢高まん、猶々次第弟子ども置やら、わしも御弟子に俄

にけいやく、酒を持やら御馳走するやら、其者取立詮義のかんさつ、少しの事をも大きに言立とがを拵へ知行も取上、西や東へ追放するやら、我儘次第に、我子知行と一ツとしたらば、三百大臣、是がたまるか、先きでは中老家老になるるとて、大家を建たり自慢彌増、餘りゑらひと我身に來る事ちつともしらない、天のばちか佛のばちか、けふはおしやかで丁度よかるふ、西の角にて首を落され、二人の家來もしりの拭きやせず皆く逃込、内には段々詮義すれども相手は知まい、東西南北尋ねて見たれど相手は天狗よ、天狗はどうだと尋ねて見たれば足の元だよ、鬼も天狗も狸も居る事はけてもしるまい、御弟子の人も首の有内士立たがよかろと思ふて見なされ、あまりしわいとをが出て尻が化、最早よかるふと思ふが破天く

朝顔日記さわ梨

本私在家中の生れ、様子有て長濱住居、一ト年上の御恵み、思ひもふけぬ身の出世、勤隙さへ夏の夜のくらひ政事に我儘かまん、出情を望む便りには思ふ

にまかせぬ國のさわぎ自脱カをつくしたる非道の思ひ、人々あかさす打待て、よふくあいながら、つれない武士に切付られ、内て死ぬれば妻や子も是程かなしい有まいと、屋敷取られて數々のうき目に逢と類族も噂に聞ば、我妻は國盜人と聞悲しさ、わらわも此世を迷ひ出、いつかわめぐり近江路や、身の佛をもさごめあき、悲しくに身を泣しづめ、子の行末も見届すしやばにさまよふかなしさは、いつの世いかなるむくいにて、かさねくのなげきのかず、あわれみたまへと汁りにてくやむ泪の時移る、

有もの盡し

土佐の城下に珍敷事か有、夫れても元の起り有、儲長濱に追放有、間もなく城下の歸住が有、御仕置に出す人が有、佞舌利口は余程有、御勝手直る利届が有、上はすへり塗て有、御奉行同意の人か有、古格不殘改革有、古流にふのれた人が有、へつらふものは徳か有、ついしよものには弟子か有家老に經上る人が有、古格に登る人が有、徒黨合て百から有、頼と叛反の形も有、藥に毒は交て有、

おごりは製外尤有家作仰山費が有、銀錢のふても貸人か有、士以下迄引料有、
いんに向ふた箇場有、日の出に向ふた射場も有、あけくに催促數人有、制度改
正議論が有、文館武館の企有、館号異國の風か有、そこで諸藝のけいこ有、小供
にかわらぬ師匠も有、左川山分讀人有、劍術すこむるやり人有、しきりに風聞
區々有、りきものか有、憤發有、他國に數々出奔有、卯月八日に登城か有、道ては
にたり遣人が有、奥様息子は愁傷有、きり人は則近所に有、そこに皆替御意が
有、品川御隠居御不快有、老々の御奉行望み有、安喜はむしゑふて一ツへき有、
治る工夫は澤山有、是で大抵見居が有、他口を言にも程が有、ないもの盡しは
左に有、

無もの盡し

凡世の中ナイもの盡しが多イ中に、近頃ナイモノタントハナイ、御政事改正
隙ガナイ、古格チツトモ泥ミガナイ、作事結構トホウカナイ、ソレデモ職人錢
ヤラナイ、大橋落書モ附句デナイ、書人サツハリワカラナイ、堀場先生勤ガナ

イ、御奉行御家老威勢ガナイ、雨モガ入牢罪ガナイ、御醫者ノ出世トホウガナ
イ、漢法醫者ハ御用ガナイ、御老女御暇法ガナイ、惣分人氣カ納ラナイ、八日登
城ニ下リガナイ、奥様息子ハ氣ガ氣デナイ、家來ガ戻リテ色ガナイ、トウヤラ
途中デ首ガナイ、家來仰天泪ガナイ、子息ハ仰天移リカナイ、殘リシ役人戻リ
ガナイ、ホウボウサガセド相人ガナイ、殘リ役人スワリガナイ、俄ノ夜廻リ役
立テナイ、ソコデ退役殘ガナイ、サレドモムゴイト言人ガナイ、御金ノ殘リモ
ネツカラナイ、大坂町人貸人ガナイ、御倉ハ有テモ御米ガナイ、粃米クサツテ
喰テガナイ、弘サン御政事譯知ラナイ、跡役ドウデモ答ヘガナイ、書付ドコエ
カ失テナイ、大坂騒ギモウソデナイ、早追飛脚ノタエマガナイ、内外騒動立切
ナイ、軍ノ手當ガ高デナイ、ソレデモ先ツマア氣遣ヒナイ、是カラ世直リ間違
ナイ

ないくのたくみかもれて首がない君が吉田といわぬものなし

弘人殿に書付有候事

切らふなら竹八月に木六月弘人が腹は今が桐の木

狂歌

内々のたくみがもれて首が無氣味が吉田といわぬ人なし
伊井合せ吉田と五人拔連れてお江戸のまねをするも土佐猿
尋れは今又首は有ものを身を盡しても逢んとぞ思ふ

謎

吉田の後家と懸て郭公と説心は四月八日から暗

發句

料理して血の見へもあり初鯉
わき腮う一つたらぬ庖丁

改正を一花吉田と弘人ども首元退ば跡は藏人

(土佐圖書俱樂部所載)

江月齋日乗拔萃

文久元年辛酉十二月十六日より
文久二年壬戌三月十七日に至る

十二月[○]辛^酉 十六日土州山本喜^{三脱カ}之進大石團藏二名來萩府廿二日去る武市
樺山への書狀托を武市へ叢棘隨筆を送る[○]中^略

壬戌

十四日^正月 翳土州坂本龍馬携武市書翰來訪托松洞夜前街の逆旅に宿せし
む

十五日 晴龍馬來話午後文武修行館へ遣を是日佐世中谷寺島岡部松洞
かと來る藁束を斬る是日詩經休坂本生かとの周旋も有之を以てあり夜
與寺島訪薩人夜半歸家薩人ハ田上藤七と申を男よて有之候

十六日 晴佐世寺島松洞來る

十七日 晴訪土人薩人は日山根吉松大樂かとの所へ參る

[○]中^略

廿一日 晴土人の寓まる修行館を訪中谷と同行是日訪薩人

廿二日 昨夜より風邪よ付虜臥

廿三日 晴是日を以土州人去午後訪薩人

略○中

十七日○二

晴午後土州人の宿三笠屋を訪小酌す談數刻歸路本間精一郎の西游予家を訪來候よ會す竟よ相携三笠屋よ行當分滯らせ候關東上國おとの事情相尋候處川杜も十五日の人數よて姓名豊原邦之助と變候よし感涙よ堪へぬ事計よ有之候併し確事よ候や他日の報相待事よ候精一去る四日の事大阪出帆讀岐よて燕石相訪候よし京邊も十五日の事よて彼是甚嚴よ探索候由募方過歸家略○中

十八日 朝少敷雨午前より快晴是日吉村虎太郎本間精一郎來話大樂弘毅亦來弘毅明日より西遊是ハ主用よて太宰府まで罷越候事よ有之申候暮時檜崎を訪江戸國貞より申遣し候よしよて訥庵も縛よ就し後死去と

かのよし果眞よ候得者爲天下可惜夜吉村おとが宿屋三笠屋を過談數刻源太郎亦會是日寺島來澄川敬藏とか申男亦た來

十九日 晴朝蕭海より人遣し只今御來光と申來る即出浮候處土州人吉村先在吉村宿屋へ罷歸候後よて久留米藩牟田大助と會す是男ハ今年廿七歳よて餘程沈實樸毅の人と相考られ候即肥後宮部おとより予僕の名を聞て來るものかり蕭海家よて午飯を喫し夫より本間吉村おとを訪ふ吉村南歸よ付送りて金谷橋まで至る是所よて予曰兄の來予未だ見込之處も申上不申兄果て爲天下盡力せんとならバ少敷談まる事あり明木驛よ今夜一宿をへし予明朝參上可仕吉村諾せり竟よ是邊の金子屋某と申逆旅よ投す明木よ參らぬハ今夜中尋ぬる事あれなり夫より予亦引返し牟田氏の宿中野屋を尋ぬ談數刻益其人の沈實を感す此度薩州島津和泉千人の供張東上此儀ニ付大よ談合する事ありて余などの堀を薩へ遣せし意と大よ合を是より心腹を一々吐露せり今夜半彼吉村を尋ぬる事

を約せり其處へ蕭海來る竟一酌を命し予も蕭海も別を告て去る夫より又本間を訪ひ別飲す夜四時も相成候と相考本間より別れ又中野屋へ行き牟田氏同行にて金子より參り吉村と談す吉村亦とも來月五日までこの馬關へ會はる事と成りぬ竟兩人と離れ家へ歸れぬ最早八時と相成し明朝より本間吉村牟田皆々引取し事と御座候是日周布麻田逼塞との事と有之申候

略○中

十一日○三 晴早朝周布麻田を訪ふ竹田庄兵衛昨夜馬關より歸候よしにて薩の一條大に愉快の由承候事時より前田土屋佐久間松島福原與兵衛など來る竹内ハ腹をさへておる様と相見へ頼敷存候麻田昨日より逼塞御免被仰付候事午後彌二松洞檜崎一同鶴臺上り談す夜四時土州吉村虎太郎竟亡命して來る二人同行後より十餘人も來るべしとの事愉快千萬彼輩の決心より感入候九時去て廣島屋に宿す松洞來りて周旋致吳候

事

十二日 晴前田檜崎へ往夫より土州人か逆旅廣島屋を訪ふ午後檜崎松洞彌二など來る夜久保松洞來話余明朝より馬關へ往心組にて候土人ハ今日より馬關まで去る其地にて會はる約束なり

略○中

十五日 晴早朝土州吉村虎太郎來訪午後虎太郎一同白石を訪ふ久留米人原道太荒卷半三郎薩人守山と會話夜半退散予中野の寓居を叩起して歸る

十六日 晴土人川淵内藏之助吉村虎太郎澤田尉右衛門三子予寓居前の逆旅に移る初ハ赤間邊の逆旅に居し事なり是夜土州三人久留米二人薩州守山及某町人波江野久右衛門并主人正一郎の二弟會話す最早深更に及ぬれば今夜ハ御宿なされとの事故竟薩人と一間に寝ぬ夜蘭燈青の時なれば今お終と密事を相談す守山ハ實に感心の男と相見候既而鶏鳴

余將睡時蕭海來報云原自薩來矣即驚起出門來原と蕭海と待居たり同伴
 て阿彌陀寺邊の一逆旅に寄藩及九州邊の事を詳よむるを得たり余の悦
 可知也余亦急歸政府を奮興せしめて立別れり
 十七日 晴其時天曙人家開戸白石を叩右の事件を報し直様會所よ歸る
 與あとの心配よ既よ日午よ及午後乘輿日暮桓四郎原是より十人許も騷
 夫を出して飛しけれも夜七時前城下よ達す直様前田を叩き議論せり
 是日土州川淵ハ豊後の岡藩へ様子を探索よ參る澤田ハ一應歸國此度之
 事情を其同志よ篤と報す
 此内周布麻田も十四日復職急よ江戸へ登るとして發足のよし公駕を急御
 供して歸るとの持論と承申候何卒能周旋をなさばよるが
 略○下

樺山資之日記抄

文久元年

- 略上
- 西五月朔日雨八ツ後々長之桂に差越外ニ客人も有之日入時分ニ歸久坂
 之方へ參門ニる土州の藩 大石カ 彌太郎に行逢候暮過迄相嘶雨甚敷麻布ハ
 五ツ過ニ歸候事
- 略中
- 十九日 月八 晴土州之藩池何某と申方被參初る面會候七ツ過ニ大越氏被
 來暮ニ被歸候付西向へ行候事
- 略中
- 廿五日雨七ツ時分々久坂に行候處土州大石彌太郎島村榮吉被參五ツ時
 分ニ歸候
- 略中

○廿八日曇土佐之藩武市半平太島村英吉四ッ過ニ被參武市氏ハ初る面會候八ッ過ニ被歸候七ッ時分々町田直殿同伴鹽谷甲藏ハ差越外ニ儒者おとの客來ニ暮過ニ歸西向へ寄候處時山佐々木氏被參居五ッ過ニ歸候

○略中

○二日月伊集カ晴今朝伊集カ十院次汾陽次郎殿夫々西向へ差越候晝過久坂へ差越候處土州之武市大石おと被參居周布氏ハ行候處桂も被參居候五ッ時分ニ歸西向へ寄候

○略中

○四日晴汾陽氏へ柴田來候段被申遣候付差越暮ニ歸候處土州之武市氏歸國ニ付被立寄候よし残念之事ニ覺候同宿中ハ錢別之企有之候得共行事不叶候亦又々西向へ差越柴田も歸候付五ッ半時分ニ歸候

○略中

○九月七日晴昨日別をの心にて各國家之爲と奔走被致候事色々之のひ

しるよりニかゝたよふかニ之のふるきまを男の君の爲とて盡し身か
をの別れとも都の紅葉やあぐま錦乃色をせもよ見ぬとも君の爲あ
かひ之のぬ道おれの道もいととくゆるよしを瀧の川紅葉最中ニ
詠一入ニ覺候今日も周布氏久坂上京ニ暮愈出立之事時山被參候付折節
土州之大石氏も被參居候同道直ニ鮫洲之様差越川崎屋ハ行桂氏其外
餘多被參居候賑々敷夫より蒲田之梅屋敷迄贈り別を候歸りニ又々川
崎屋之様參り暮ニ歸候事長藩ハ頻ニ新納忠元之肥後の加藤歌被望大キ
ニ愉快ある事ニ候

○略中

○九月廿一日晴今日日下部家内五ッ過ニ西向出立被致候由被申越候付亦
又四ッ過ニ致出立鮫洲村田屋之様行候處餘多之人數ニ柴田東五郎長
藩時山直佐々木男也越後藩川元某土州大石彌太郎同志中ニ又町田兄弟
益滿新八木藤市有馬龍永山万毛利爲與力之川路正之進森進左近充信助

定府西筑右衛門殿倅橋口傳藏江夏彦左衛門從弟田代清左衛門他藩音羽大輔との取々之興ニ奉賑々敷夫方蒲田梅屋敷迄ミカク贈り被來大森ニ奉長藩清水清太郎とのへ行逢存之外ニ奉相別を候途中ある咄ともいふし候橋口傳殿分る出立ニ付深切ニいふし被吳候得ハ猶更兼る信友色々時勢之事ニ奉別を一入名殘互ニ言葉も出し兼候る別を候鎌田氏と中途方被歸候川崎に來候處關山糺殿伊十院次左衛門殿馬方被參居候付町田柴田音羽日下部誘候る差越夫方暮ニ何をも別を候る旅宿之様致著候事

略○下

村井政禮日記抜萃

文久二壬戌年七月九日ヨリ
文久三癸亥年八月十九日迄

九日 文久二壬戌年 晴
七月

一土佐廣瀬健太來土佐守事二十一日彌出府通懸京都屋敷に立寄候付是非有志之者方申立少日と滞留爲致可申尤内々 敕定ニ奉御差留ニ相成候ハ、重疊併土佐守事幼年ニも有之旁滯京被仰付候ハ、早々在國山内民部容弟召登暫土佐守代京都ニ差置一應出府仕候る父容堂へ面會之上万事申合再上京も仕度等之趣ニも有之由申居候事

九日 閏八月 晴

一土州武地半平太初奉入來名望有之人物當藩小南五郎右衛門本山只一郎三人之物極内密右三人腹心之議論相承候と全体攘夷之事實着々被行候ニ付奉て當今大基本被立度其基本と五畿内并江州之六國天領と被成於朝廷、眞之武備御嚴整被成候ハ、諸藩ニ於るも一時ニ嚴肅ニ可相成左

候ハ、眞ニ攘夷ニ勿論急度御國体も可相立右關東に説得周旋之儀ニ精忠諸藩へ被仰付度尤有志之諸藩申合抛身命勢威を示し大義を以幕府へ可及説得左候ハ、於大樹家も是非五六國を割可申是儀大義ニ付諸藩眞實抛身命不申候も成立難相成ニ付先土佐々始る盡精忠度然處土佐守儀ニ幼弱ニ付是非容堂上京被仰付度容堂上京候ハ、著先鞭諸藩糺合可仕候ニ付只今之急務何分ニも容堂被召上候様周旋致吳候様との見込之儀逐一承之尤已前之説ニ小南も同意ニる則今度以書取容堂へ可申合爲明日ニも本山只一郎東下可仕只々容堂關東ニ差置候も幕府々精々可致勸誘勢ニ付是非々々當節御召登之手段管要之旨委曲承之此説諸藩見込之内第一等之論兼る予持論も申合此議論急度宮に言上被聞召候ハ、兩人之内致推舉可遂大義旨粗申談武地歸去之後相考候ハ此議谷森申談候ハ、急度宮に可致貫徹ニ付即時谷森ニ行向委曲今面談之處速ニ同意仍る早々宮に可被參入旨申談置

一 結城亭へ行向之處本山只一郎同所へ入來面會前議ニ不及吐露本山歸去之後先一應内々結城にも申談置

一 初入來 土州五十嵐文吉

一 留守中入來 池尻茂左衛門 柴山文平 池尻茂四郎

一 留守中谷森入來 宮に參入之處御黒坊へ被爲成候付御黒坊に參入之處

近衛殿に被爲成候付今夜ニも參入可致旨被申談置

一夕景谷森へ立寄次武市半平太様宿へ行向今朝之余論承之次長州前田孫

右衛門旅宿へ行向杯酌有之

一 留守中入來 結城筑州 小畑孫次郎 庭田殿使 寺田慎吾

十日 閏八月

一朝谷森外記に行向昨夜初更後栗田に參上 拜謁ニる土佐議論委細言上

宮御最ニ被聞召候由就夫小南武市拜謁之儀相願置尤三條殿を以殿

下へ申込參上候様との御沙汰之由承之次昨日之御模様承之昨午後先於

近衛殿宮井三條少將殿三郎へ御對顔被仰付歸國可致之趣意御聞糺有之候處全体於關東三郎と陪臣之咏メニ有之夫等之陪臣之申條ニ依一越登庸と相成候義と兩人共不平之様子ニ付三郎公武之間ニ罷在候と一越共手を被出間敷左候と其詮も無之ニ付三郎歸國致度其上之處ハ當十月ニ修理大夫出府可仕ニ付通行之節京師ニ被召留三郎同様被仰付欲或態々被召登候も御請可仕左候へ修理大夫儀ニ當主ニも有之旁以却る三郎と此上之處周旋之手も行届可申欲三郎歸國仕候共從來之志却る聊も變動と無之ニ付此後上京之期も可有之旁是非今度と三郎歸國修理大夫上京之方ニ被成下仔細前條之通ニ候上尙此上國元防禦筋も今一際行届候様之世話も可致且伏見暴發一件之余論も今以難治筋も有之候付夫等ニ至くも歸國之上得と所置致度夫是ニ是是非共決心歸國仕候旨逐一言上有之非無一理候故 宮ニも先御承諾被遊候との御事扱昨日八ツ時過參 内ニ殿ニ參入簾中ニ内々

出御 殿下以下被候御簾前關東一件復命之上此比攘夷之事關東被可被仰出御内決之旨一通先被仰聞候由但右禁中ニ有御模様未得と相分り不申候故不及細記可尋注以上之次第昨夜 宮ノ御沙汰承候旨谷森ノ承之

一心淨院殿本所ニ參入侍從殿面會筑州ニも出會

一入來 柴山文平 小畑孫次郎 町口五位

濱田良作 寺田慎吾 西川升吉

武市半平太 佐々木男也

一久留米一件今日廣幡殿ノ馬淵貢被召候付未刻比參上之由多分今日可蒙御内達哉之旨文平吹聽

一松平肥後守京都守護職被仰付所司代勤向も相心得在京候様被仰付近々御暇可被下旨一昨八日關東ノ申來傳奏衆へ申上候旨慎吾申之

十二月八日

一略○中

一再五十嵐文吉來初昨日谷森を以容堂被召登候事内々御模様 宮に相伺候處一昨夜一兩日中にも可被爲召に御内決有之候旨御沙汰に付其旨昨夜武市へ申傳置候處昨日三條殿へ小南參上御模様相伺候處被召候儀に御内決之御様子に候得共一兩日と申様にも無之旨被仰候付如何に候哉今一應宮へ内々伺吳候様申之依る今日と谷森にも粟田に參上被致候筈に付^{舖々}前粟田へ參上候處今日辰刻御參内未還御不被爲在由に空敷歸項谷森へ行向前條托之谷森に先夜儘に一兩日と宮に伺候由に候得共三條殿に左様ニ仰候ハ、宮に伺違候哉に付今夕之内宮又三條殿へ參上にも相違之邊得と伺定今夕中可及返答旨被申之

一今夜 宮之御模様可相分旨申入置付初更前武市使としく同志松山熊三來暫る谷森入來宮今以御退出無之仍る三條殿に參入之由之所御參宿之由 仍る富田織部に面會相尋候處粗相分り候由右に此比容堂可被爲召

と御内定に相成候様子併兩三日と申程火急之日限之様にも承知不致由申之候旨付るに先夜宮を一兩日と被仰候儀に何角伺違にも候哉尙明朝宮に參上候得と伺定可申旨谷森被申松山在席にも不勞傳話

十三日 閏八

- 一 入來 織田兵庫
- 一 午後後庭田殿へ參入御所勞に付不得拜面
- 一 留守中入來 小畑孫次郎
- 一 一夜入來 中村吉次郎 小畑孫二郎
- 一 柴山文平來明朝出立國元へ罷越來月中下旬更上京之旨申之

十四日 閏八

- 一 朝參入實宗未後歸宅
- 一 留守中入來 宗岡内匠 佐々木男也
- 一 姉小路殿に招使依る參入之所結城筑州見込之議論等種々承之所詮事見

込等を筑州彼是に被非議候様子之事承之全体筑州と專自奉する事厚他
を被非議候事甚不當之了簡於予と平生之信義に對し議論不合之事も忍
黙緘口度ニ及ひ候所却る筑州内々他人に予持論を暴説之様ニ被申成候
様子等以外之事也即今之所左之條々所存ニ不叶已後と斷然筑州被及
議論所存相決候事

一 今度島津歸京之上歸國之事頻ニ可申立候付るに豫被決 朝議至歸
國可被召留との見込ニ付るに筑州連ニ粟田宮に參上ニる見込之議
論被獻候由ニる自論而已誇り予見込之議論を暴論と被目候事

一 武市半平太承候土佐國有志之議論之事ニ付結城へ相示候事其節
他言之儀別る堅固申堅置候處三條殿井小南五郎右衛門等に洩言被
致候事於此儀と姉小路殿粗御承知之事

一 予自論を捨付筑州之驥尾候様と予に被申候事去六日於三樹樓朋友之
議論之節なり間不遜可憎事

一 筑州全体我見込之議論のミを尊奉し他を被敗候事時々有之既に島
津歸國之議論ニ付先晩於結城宅谷森予對話之節於筑州と島津感泣
しく歸國之儀相留可申所置有之候旨被申尤右之所置不及承不論可
否候得共誇張之妄言ニ相當谷森ニおのくも不快他日笑柄と相成一
体國家之大儀一箇之見込のミを被誇張候と不足共語大事可笑之事
以上之事件所存不落居其他之細事と不及筆記

一 谷森亭へ行向之所土佐議論 宮に言上之手續ニ付種々不快ニ被思候事
共出來甚不平之様子兩三日中委曲可被面談之次第有之旨承之
一夜入來 中村吉次郎

十七日閏八月

一〇中略

一 未後谷森亭へ行向過日來土州武市半平太承候議論予を谷森に托之
宮に言上之儀ニ付筑州妒情も有之哉且兼る島津歸國ニ付るに予見込之

儀も有之筑州議論ニ信服不致儀等を被憤候哉忌害之情を被抱土州小南
 五郎右衛門に頻ニ予を被讒間一時土佐人も被欺候様子之處 宮へ言上
 之手續之事相寄谷森立腹ニ承小南に被行向得と被相糺候處筑州織間全
 相違土佐人も甚々立腹候由且筑州 宮三條殿等にも巧言を以予を被致
 讒間候由等逐一谷森承之右言談中武市半平太同家に入來尙委曲承候
 處筑州讒間相違無之以承之外之次第小人之所行可憎事於予に筑州に從
 來之義理合も有之旁十分忍黙致居候得共事既ニ今様ニ相成候上ニ御用
 之外斷然令絶交事

一留守中入來 平井收次郎 五十嵐文吉 大瀬

町口五位

廿二日 月 閏 八 雨

一早朝姉小路殿方招使有之直ニ參入

一已後本田彌右衛門宅に立寄出勤前早卒面會島津三郎愈明日發駕歸國之

由承之次參入實宗昨夜來も御歸著無之依午後退出歸次武市半平太佐々
 木男也旅宿へ立寄兩人共留守中不得面會

一留守中入來 池尻茂左衛門 柳原殿招使

一同小河彌右衛門入來明日歸國之暇乞

一入來 平井收次郎

一留守中入來之由中村吉次郎

廿七日 月 閏 八

一 略 中

一谷森方再應面會被致度旨使有之仍夕景行向小酌有之拵結城一條ニ付今
 朝武市入來言談之次第逐一承之所詮於谷森と已後筑州心得方諷諫致彌
 下官於無別意ニ武市取扱ニ任セ和解可被致旨等示談承之拵又武市より
 内密谷森へ示談之由下官從來筑州方金子等之世話を受候事共筑州方話
 有之由 此事筑州之 左様之事有之候方下官筑州之悔を被受候事ニ意外之

事ニ付谷森方予腹心被尋候上夫等返金等之儀も從土藩世話致可申との由内々先谷森迄予意底相尋吳候様武市申候由等承之土人之厚意深可感佩事依る右等土州之扶助相請候も赤心之至義ニおんくハ不濟儀ニも無之哉之由谷森も無腹藏被示依る昨年來借用之金子と申候も纒四圓金位之事夫を筑州徳とせられ他人に迄申觸され候心底實に於予甚不快之事ニも有之旁以右等相談之儀等も必皆谷森へ相任せ置候貳更後歸宅

廿八日 月 閏八

一略○中

一武市半平太入來過日來申談之和解一條彌承知候ハ、明日未刻比方筑州谷森外記予三人武市宅に相招講解被致度由也兩人於無差支も予も承知之旨答之

晦日 月 九晴

一略○中

一未後久坂玄瑞武市半平太宅に行向

一一昨日正使實美卿權中納言推任公知朝臣右少將推任松平土佐守附添關東下向被 仰出候事

三日 月 十晴

一略○中

一朝武市半平太宅に行向過日來予内密東行之事姊小路殿方結城を以内々被頼仍武市へ及相談置候處一昨夜於姊小路殿武市相談之上彌東行致吳候様武市方も申之承諾

四日 月 十小雨

一略○中

一夜武市半平太入來先達希土藩に爲見置候新造 内裏圖此頃土佐守拜見被致何卒所望致度旨被申候付相讓吳候様被頼仍令承諾其余東行一條ニ付示談

五月十日晴

- 一 今日土佐少將豐範朝臣初參 内
- 一 從姊小路殿子内密東行ニ付金千疋被贈
- 一 結城筑州方同斷ニ付金壹兩被贈
- 一 結城亭へ行向次參入實家
- 一 留主申入來 池尻茂四郎 岸丹波介
- 一 久坂玄瑞宅へ行向東行ニ付種々申合
- 一 武市半平太宅へ行向彌來八日出足之旨姊小路申合吳候様申入其他種々申談

六月十日晴

- 一 武市半平太宅へ行向種々申合
- 一 結城久坂等へ行向留守中
- 一 夕景久坂の行向於關東旅宿之事令相談候處長州方周旋懸桂小五郎外櫻

田藩邸ニ罷在候付幸明夕奈良崎彌八郎伊藤俊助早打ニ相下候依亦予東行之事久坂方委曲桂の可申遣置於關東小五郎方の御出ニ相成候ハハ程克商量可仕手筈ニ申遣置る旨申之因ニ此頃關東戊午一件縁座之人々赦免御内談申來候旨書付今日從議奏衆御渡との事

一 小南五郎右衛門方の行向初面會東行之事申合小南と來九日出立下向之旨申之今夕武市半平太も同席ニ罷在一席ニ面話二更比歸宅

七月十日晴

- 一 長州福原家來新藤判藏佐々木貞介初入來
- 一 夕前結城筑州入來姊小路殿方傳語有之種々申合二更後退散
- 一 二更後武市半平太宅の行向東談之事有之尙明朝出足前立寄候筈申合次久坂玄瑞宅へ立寄在府周布政之助始の之添狀落手三更後歸宅

文久三癸亥年正月

四日小雪午後晴

一武市半平太旅宿の行向之處急事を付今朝出足國元の罷下候由尤下向迄
之必歸京之趣平井收二郎方承之

廿七日正月雨

一〇中

一午後武市半平太旅宿の行向去廿五日歸京之處從道中風邪を平臥之由
不能面會次佐々木男也久坂玄瑞等旅宿の行向未半比歸木屋町

十三日二月晴

一岩橋撤輔使來

一入來 市川豊治

一朝參入姊小路殿一昨日已來之概略承之初十一日細川越中守家來轟武兵
衛毛利大膳大夫家來久坂玄瑞寺島忠三郎等三人殿下に推參上書之趣意
と攘夷之儀關東御請ハ有之候得共未期限言上無之候付天下人心騷擾罷

在此上如何様之變動可生も難計其上万一大樹上洛延引に相成候得て後
見總裁方速に期限言上被 仰付度且時勢不容易折柄君臣之御間隔絶仕
候るに不相叶第一言路御洞開堂上方無内外御前に被召出胸臆を被盡候
様有之度且國事御多人數之處尙又御精撰人數御減少に人材を被盡候
様且近來諸大名追々參内被 仰付候上此上非常之御破格を以御直に
赤心御聞届被爲遊度云云此儀御裁斷被 仰付候上ハ殿中ニ差扣罷旨申
立候處於殿下即刻御取上御參之御模様も無之處正親町大納言殿三條西
中納言殿橋本宰相中將殿豊岡大藏卿殿滋野井中將殿東園中將殿正親町
少將殿姊小路少將殿壬生修理權大夫殿中山侍從殿四條侍從殿錦小路大
和權介殿澤主水正殿已上殿下へ列參已前之願意尤之次第に付御取上に
る即刻御參御奏聞有之度且期限之義におのゝは是非一橋越前が只今言
上有之候様被 仰付度之旨御申立に即殿下にも死を決し御周旋有之
旨被 仰直様正親町殿已下御同道御參内右趣意并已前三人之者上書御

奏聞被爲在候處尤ニ天許被爲在正親町殿已下御前ニ被召出御直奏聞依
 る右之通時勢切迫候付ハ即今大樹上洛ニ不拘期限言上候様一橋越
 前等ニ被仰下則從御前爲御使亥刻比ハ議奏三條中納言殿阿野宰相中
 將殿傳奏野宮宰相中將列參衆中之内橋本宰相中將殿滋野井中將殿正親
 町少將殿姊小路少將殿已上合五人直ニ一橋旅館ニ被行向尤已前夕景後御
 傳奏通達依之越前總裁松平肥後守松平容堂已上一橋亭へ會集則御面會
 ニ被傳 敕誼段々論談有之所詮攘夷期限之事大樹歸府を限速ニ可及
 拒絕旨一橋申之只歸府と申候ハ在路之長短も有之候間日數を限候様
 段々被及論談候處上洛之上在路之多少ハ朝廷之御進退ニ可被爲在候付
 後見等ハ在路之日數を限申上候義恐入之旨申之依テ諸卿左候ハ、在路
 十ケ日を可被限於此儀と復命奏聞之上御治定可相成右日數を限としク
 御請可被申上候様被申候處左候ハ、凡廿一日關東出帆海路十二日と見
 積來三月三日比上洛ニ可相成在路十日ニハ十三日比發途海路如已前見

積廿五六日比歸府ニ可相成歸府之上廿日之間應接之日數と相定四月十
 五六日則攘夷之期限と相定候旨後見已下一同御請申上ル然ル上ハ大樹
 公上洛決テ異儀不申上之旨堅固御約定被申上候由且自然大樹延引相成
 候共後見惣裁ハ期限尙又言上可仕旨申之候由則諸卿御承諾ニ至明朝
 被歸參復命其上右御請之通請文被差上候様翌十二日傳奏衆ハ一橋以下
 被御沙汰十二日於禁中御沙汰ニ相成候件々

參政職 被置

姊小路少將公知朝臣

万里小路權右中辨博房

勘解由小路中務少將資生

已上參政被 仰付

廣幡大納言忠禮卿

武市瑞山關係文書第二

長谷三位信篤卿

已上議奏被 仰付中山正親町三條之替

國事御用懸之内

大原左衛門督重德卿

裏辻侍從公愛朝臣

右御尋之義有之ニ付禁足

九條入道前關白圓真

久我入道前内大臣素堂

岩倉入道友山

千種入道自觀

富小路入道歌雲

右改系京外蟄居

少將 中宮寺に

藤式部

右御喉刺髮之上御預

右件々被仰出且十六日一橋中納言已下在京諸大名 御前に被召出御直
ニ所存可被 聞食旨御治定之由以上此度之一件誠ニ諸卿列參且三人之
志士以一死上書建言仕候は右之通相運候事實可謂精忠就中攘夷期限言
上之義於今度に確乎不可動欲國家之幸福と可謂云々

一午後歸宅

一留守中入來 河合惣兵衛 大潮

一夜武市半平太來

二日七月晴午後夕立

一半田門吉越前内情爲探索彼地に令下向

一留守中酒井傳次郎鶴田陶次來

十九日八月

一略○中

一昨日馳參々 内被仰付候在京諸大名高家如左

松平肥後守	稻葉長門守	松平相模守
松平備前守	松平淡路守	上杉彈正大弼
戸田采女正	加藤出羽守	加藤山城守
本多主膳正	京極佐渡守	分部若狹守
山内兵之助	松浦豊後守	一色包次郎
松平伊豆守		

右之外尙兩三名有之缺後可尋注

武市瑞山關係文書第二終

武市瑞山年譜

一文政十二年己丑

一 歲

藤田東湖、二
十五歲
西郷南州、三
七歲
眞木和泉、十

九月二十七日 土佐國長岡郡仁井田郷吹井村ニ生ル幼名鹿衛後通稱半平太諱小楯號吹山又瑞山茗礪又茗小礪父ハ白札格武市半右衛門正恒母ハ大井氏名ハ鏡

瑞山生レテ隆準修膠眼ニ異彩アリ長シテ身長六尺人或ハ墨龍先生ト呼ブ

一天保六年乙未

七 歲

月日 未詳弟衛吉贈從四位茂稔生ル後ニ田内喜三次諱眞鉏號菜園ノ養子トナル

十一月十五日 坂本龍馬贈正四位直柔生ル

一天保八年丁酉

九 歲

武市瑞山年譜

六百三十一

天保元年八月
五日吉田松陰
生ル

高知城下新町勝賀瀬小八郎(伯母登美子ノ夫)ノ家ニ來リ寓シ習字ヲ島崎某ニ受ク

是年 吉村寅太郎(贈正四位重郷)生ル

天保九年 中岡慎太郎(贈正四位道正)生ル

一天保十年己亥

十一歳

八月廿日高杉東行生ル

高知城下新町徳永達助(諱千規)ニ就キ素讀ヲ受ク達助ハ學和漢ヲ該ネ勤王ノ志アルモノナリ

一天保十三年壬寅

十四歳

高知城下新町一刀流師範千頭傳四郎ニ入門シ初テ劔道ヲ學ブ

一弘化元年甲辰

十六歳

元服シテ通稱半平太諱ヲ小楯ト改ム蓋シ叔母菊子ノ夫贈正五位鹿持雅澄(通稱藤太本姓飛鳥井有名ナル萬葉學者萬葉集古義ノ著者)ノ命名スル所ナリ

一弘化二年乙巳

十七歳

九月七日 父正恒老衰ノ故ヲ以テ代勤ノ事ヲ藩廳ニ請ヒ許サル

一弘化三年丙午

十八歳

皆勤ノ故ヲ以テ藩廳ヨリ褒賞セララル

一嘉永二年己酉

二十一歳

七月 父正恒病起レルヲ以テ高知ヨリ歸省

八月朔日 父正恒死ス

九月八日 母鏡病歿

十一月六日 家督相續申付ケラル

十二月十九日 祖母扶養ノ爲メ高知城下田淵郷士島村源次郎ノ長女富子ヲ娶ル富子時ニ二十歳

一嘉永三年庚戌

二十二歳

三月十五日 全家高知城下新町ニ移住シ更ニ郭中上士師範役麻田勘七

ニ入門シ劔道ヲ修メ是年初傳ヲ授ケラル

一嘉永五年壬子

二十四歳

一 劔道ノ中傳ヲ其師麻田勘七ヨリ授ケラル

一 嘉永六年癸丑

二十五歳

六月三日米飯浦賀ニ來ル

十月二十一日 藩廳ヨリ劔術修業ノ爲メ西國筋ニ差立テラル、ノ命アリシモ故アリテ之ヲ辭ス

一 安政元年甲寅

二十六歳

吉田松陰踏海ノ擧テ、成ラズ四月六日投獄

麻田勘七ヨリ劔道皆傳ヲ授ケラル妻富子ノ叔父島村壽之助贈正五位雅事ト相謀リ劔槍併用ノ道場ヲ建テ子弟ヲ教授ス

十一月四日 土佐大地震海嘯アリ全家暫ク高知城下上町五丁目久萬八平ノ家ニ避難ス八平ハ即チ祖母ノ生家ナリ

十二月 新築ノ小屋ニ歸ル

一 安政二年乙卯

二十七歳

正月 道場ヲ新築ス

七月九日 藩廳ヨリ安藝郡衛(田野)ニ出張シ劔道ヲ教授スベキ旨命アリ

八月七日 高知出足九月四日迄田野ニ滞在

十月二日藤田東湖震死

一 安政三年丙辰

二十八歳

五月七日 藩命ニ依リ劔道教授ノ爲メ香美郡衛(赤岡)ニ出張ス

七月十七日 御臨時御用劔道修業ノ爲メヲ以テ江戸ニ差立テラルノ命アリ同行五十文吉多田三五郎阿部多司馬多田鐵馬等

八月七日 高知出發著府ノ後桃井春藏ノ門ニ入ル

是年 藩廳ニ請ヒ江戸桃井春藏ノ高弟石山孫六ヲ家ニ聘ス

是年 平井善之丞(政實大目付)トナル

一 安政四年丁巳

二十九歳

五月十四日三條實萬中山忠能ト近衛忠房ノ邸ニ會シ密議ニ入京中ノ島津齊彬ト相謀ル所アリ

桃井春藏ノ塾頭トナリ弊風ヲ改正ス技大ニ進ミ土佐藩劔客武市半平太ノ名都下ニ震フ仙臺藩主伊達慶邦出石藩主仙石久利等春藏ト共ニ屢、瑞山ヲ召シ見敵手ヲ命ズ

九月二十八日 祖母病ムトノ報ニ接シ急遽歸國ス島村衛吉贈從四位重險代テ桃井ノ塾監トナル衛吉ハ瑞山ノ妻富子ノ從兄ナリ

十月 瑞山ノ門生等連署シテ瑞山ノ篤行ヲ其師麻田勘七ニ推獎ス

一 安政五年戊午

三十一歲

四月四日 藩廳ヨリ劔術教授方ノ懇篤ヲ賞シ特ニ終身貳人扶持ヲ給セラル

十月六日 幕府伊達宗紀ヲシテ藩主山内豊信ヲ其邸ニ招致シテ隱居ヲ内願セシム

十一月二十三日 坂本龍馬等水戸藩士住谷寅之介大胡聿藏ニ土豫ノ國境立川ニ會シ應接スル所アリ

一 安政六年己未

三十一歲

十二月十二日 藩廳ヨリ白札郷士以上ノ劔術寄合稽古諸事世話方ヲ命ゼラル

正月五日 藩ノ世子豊範高知ヲ發シ江戸ニ向フ

二月二十六日 藩主豊信幕旨ニヨリ隱居容堂ト稱シ豊範家督ヲ相續ス

江戸詰ノ執政福岡宮内桐間將監參政生駒伊之助以下八人ヲ斥罰シ小南五郎右衛門ヲ城西幡多郡嵯峨村ニ謫ス

四月二十三日 井伊直弼大老
トナル 尾越七老
日將軍家定薨
命昭隱居ノ德川
齊昭隱居ノ幕
八月八日 内敷
水戸藩ニ下ル
十月五日 陰ヲ
藩吉田松陰ヲ
獄ニ下ス

十月廿七日 吉田松陰刑死

三月三日 井伊直弼刺客ニ斃
八月水戸藩士
西丸帶刀岩間
金平等長藩士
桂小五郎(後)
水戸藩品松
島剛藏等ト
川内泊ノ長藩
船政好斬ニ會
政改革ノ事ヲ
血盟ス

一 萬延元年庚申

三十一歲

三月十九日 祖母久萬氏病歿ス齡八十九歲

七月 劔道修業ヲ名トシ門人島村外内(真潮)久松喜代馬(贈從四位重和岡田以藏(宜振)ヲ伴ヒ防長二國ヲ視察シ九州諸藩ヲ歴遊シ岡藩ニ過リ村上

主藏ヲ訪ヒ以藏ヲ之ニ托シ更ニ南シテ日向ニ入り高鍋福島ヲ經テ伊豫

ニ渡リ土佐ノ西端宿毛ニ入り幡多郡衙ノ所在地ナル中村ニ到リ隨處ニ

有志ノ劔客ヲ訪ヒ高知新町ノ邸ニ歸ル行李中ニ携フルモノハ本居宣長

ノ『靈通真柱』一部ト南海大郎朝尊ノ新刀(歸途宿毛ニテ購ヘリトゾ)ノミナ

リ

九月四日 容堂謹慎ヲ免ゼラル猶歸國客對ノ二ヶ條ヲ差止メラル

一 文久元年辛酉

三十三歲

四月 義姪小笠原保馬(後忠五郎正實)ヲ伴ヒ江戸漫遊ノ途ニ上ル

六月 東海道ヲ經テ江戸ニ著ス
七月 長藩志士久坂玄瑞桂小五郎(後木戸孝允)高杉晉作(春風)等ニ交ハル
八月 初メテ土佐勤王黨同志血判盟約書ヲ作ル
八月二十八日 島村衛吉(重險)同伴薩藩士樺山三圓ヲ薩邸ニ訪フ
九月某日 某所ニ薩長土三藩志士集合ノ事アリ長藩士久坂玄瑞等和宮降嫁奪輿老中安藤信正(對馬守)要殺ノ事ヲ主張ス瑞山以テ不可ナリトナシ薩長土三藩舉藩勤王明春ヲ期シ三藩各自ニ藩主ヲ奉ジテ入京ノコトヲ説ク衆之ヲ贊ス玄瑞瑞山ノ揮灑セル墨竹ニ一絶ヲ題ス
九月二日 不日歸國セントス玄瑞マタ贖詩アリ
九月四日 樺山三圓ヲ薩邸ニ訪フ不在面スルヲ得ズ
九月五日 河野萬壽彌(後子爵敏鎌)島村衛吉(重險)柳井健次(贈正五位友政)ヲ伴ヒ歸國ノ途ニ上ル發スルニ際シ大石彌太郎(後圓)ヲ介シ渡邊彌久馬(後參議齋藤利行)ヲ築地ノ藩邸ニ訪ヒ歸國後事ヲ共ニスベキ上士中ノ人物ヲ問フ彌久馬爲メニ平井善之丞小南五郎右衛門ノ二人ヲ推ス樺山三

圓亦別ニ書ヲ瑞山ニ托シテ小南五郎右衛門ニ寄セ介スル所アリ
九月二十五日 歸途高知城下小野村ニ平井善之丞ヲ訪ヒ深ク契合スル所アリ同日歸宅

九月某日 小南五郎右衛門ヲ訪フ
九月二十七日 山川左一右衛門(後良水)ヲ訪ヒマタ佐々木三四郎(後侯爵高行)本山只一郎(茂任)等ト會ス島村壽之助島村外内多田鐵馬上田楠次平井收次郎(贈從四位義比坂本龍馬)吉村寅太郎(贈正四位)等前後盟ニ入ルモノ數十人ニ及ブ

十月某日 藩廳ニ出デ仕置役(參政)吉田元吉(正秋)大目付大崎健藏(福岡藤次)後子爵孝悌等ニ面シ天下ノ形勢ヲ論ジ薩長志士ノ計畫スル所ヲ告グ速ニ藩是ヲ定メ舉藩勤王センコトヲ説ク省セラレズ
十月十一日 長藩士長嶺内藏(太山縣半藏)後子爵宍戸璣(國境立川)ノ關門ニ來ル通ズルヲ得ズ書ヲ瑞山ニ寄セ我有志ニ面シ藩情ヲ聞キ且長藩ノ形勢ヲ語ラン事ヲ告グ瑞山即チ坂本龍馬ヲシテ行テ之ニ會セシム龍馬

十一月十五日
和宮親子内親
王江戸ニ著與

十二月晦日長
井雅樂(時庸)
老中久世大和
守(廣周)ニ謁
事ヲ痛論ス
十二月論ス
久其父久津茂
ト謀リ大久光
入京(利通)ヲ
衛忠房ニ就テ
率久光明年近
政ヲ改革シ且
奏ベキコトヲ
奏ス

十二月清川八
州(正明)等九
シ平野次郎遊
泉(保臣)真木和
敏(右衛門)小河
城下ニ至ル

武市瑞山年譜

二人ヲ送テ長門ニ至リマタ大坂ヲ經テ歸國視察スル所ヲ瑞山ニ報ズ
十一月二十三日 藩廳ニ至リ大目付市原八郎右衛門ニ面シ速ニ勤王ノ
藩是ヲ一定センコトヲ請フ
十一月某日 仕置役吉田元吉ヲ其邸ニ訪ヒ薩長兩藩志士ト密約セル所
ヲ告ゲ明春藩主入京勤王ノ大計ヲ説ク元吉冷笑シテ應ゼス却テ瑞山ヲ
シテ九州筋ヲ視察ノ爲メニ歴遊セシメントス瑞山マタ就カズ
十二月某日 間崎哲馬(贈從四位則弘)ヲシテ江戸ニ至ラシメ時勢ヲ偵察
セシム
十二月上旬 山本喜三之進(初重孝後登)大石圓藏ノ二人ニ旨ヲ銜メ久坂
玄瑞高杉晉作等ニ使セシム二人十六日萩ニ著ス玄瑞送詩アリマタ二人
ニ托シテ『叢棘隨筆』及書翰ヲ瑞山ニ贈ル
正月 藩主豊範歸國
三月三日 郷士池田寅之進弟ノ敵上士山田廣衛ヲ斬ル
五月 住吉陣屋上棟式アリ

○是年大石彌太郎(元敬後圓)藩命ヲ以テ洋學研究ノ爲メ江戸ニ差遣セラ
ルマヅ大坂ニ於テ幕士織田又造嘗テ具足奉行タリシコトアリニ面シ海
内ノ時勢ヲ叩ク即チ其勸メニヨリテ松代ニ至リ佐久間象山(啓)ヲ訪ヒ四
月江戸ニ著シ藤森弘庵恭助大雅ヲ下總行徳ニ訪フ偶座ニ長藩士木梨平
之允佐々木男也アリ皆志士ナリ彌太郎二人ト船ヲ共ニシ利根川ヲ下リ
江戸ニ歸ル船中對坐共ニ時事ヲ談論シ互ニ興ニ入り頗ル所感ヲ同ウス
翌日男也時山直八ト共ニ彌太郎ヲ築地ノ土藩邸ニ訪ヒ懇話ス是ヨリ長
土兩藩志士ノ間ニ一點靈犀ノ相通ズルモノアリカクテ彌太郎勝麟太郎
(義邦後安芳)ノ門ニ入り洋學及ビ航海砲術ヲ研究シ傍長藩士桂小五郎周
布政之助翼後麻田公輔薩藩士町田直五郎樺山三圓水戸藩士岩間金平等
ト相交ハリ書ヲ寄セテ瑞山ノ東上ヲ促ス瑞山ノ江戸ニ著スルヤ彌太郎
爲メニ具サニ天下ノ形勢ヲ説キ薩長志士ノ間ニ紹介シテ面晤セシム時
ニ彌太郎ノ友人ニ廣田恕助ナルモノアリ藤森弘庵ノ門ニ學ブ一日向島
ノ堤ヲ逍遙ス誰トハ知ラズ不意ニ來テ背後ヨリ其肩ヲ拊ツモノアリ顧

視スルニ生面ノ人ナリ其人恕助ニ向テ「君ハ何人ゾ」ト問フ恕助突嗟ニ「我ハ尸ヲ原野ニ横ヘントスルモノナリ」ト答フ其人太ダ喜ビテ近隣ノ酒樓ニ拉シ去リ縦談ス是即チ水戸藩士岩間金平ナリキ翌日恕助コノ事ヲ瑞山ニ語ル瑞山恕助ヲ介シテ金平ニ面會シマタ住谷寅之助酒泉彦太郎等ト相交ハリ頗ル幕府ノ消息ヲ知ルヲ得タリカクテ彌太郎ト恕助トハ瑞山ト玄瑞トヲ相會セシメント欲シ日ヲ期シテ瑞山ヲ伴ヒテ麻布ノ長藩邸ニ至リ先ヅ佐々木男也ヲ介シテ玄瑞ヲ其寓舎ニ訪フ瑞山一見舊ノ如ク神交刎頸モ管ナラザルニ至レリ瑞山彌太郎ト共ニ先ヅ藩士ノ同盟ヲ計ラント欲シ一日築地ノ藩邸ニ會シ彌太郎盟書ヲ起草シ瑞山以下彌太郎河野萬壽彌島村衛吉池内藏太(贈正五位定勝)等之ニ血判連署ス實ニ土佐勤王黨血盟ノ權輿也

一文久二年壬戌

三十四歳

正月上旬 坂本龍馬ニ書ヲ托シ萩ニ久坂玄瑞等ヲ訪ハシム玄瑞書ヲ瑞山ニ復シ其藩情ヲ告グ

正月十五日平山兵介等老中(安藤對馬守(信正)ヲ坂下門ニ要撃シ之ヲ傷ク)

正月上旬 瑞山實弟田内衛吉ヲ江戸ニ遣ハシ間崎哲馬ト同寓シ時勢ヲ偵察セシム

正月某日 吉村寅太郎脫藩シ防長ヲ經テ肥筑ノ間ヲ歷遊シ平野次郎(國臣)等ト邂逅シ結托スル所アリ

二月二十七日 吉村寅太郎來訪シ平野次郎清川八郎(正明)義舉ノ計畫アルヲ告グ我有志亦之ニ後レザランコトヲ説ク

三月朔日 坂本龍馬上國ヨリ歸リ長藩ニ於テ玄瑞等ト談合スル所ヲ告グ京攝間ノ形勢頗ル切迫セルヲ告グ

三月七日 吉村寅太郎宮地宜藏贈正五位正寬澤村惣之丞(後關雄之助贈正五位延世)ト前後シテ再ビ脫藩ス瑞山爲メニ書ヲ寅太郎ニ與ヘ久坂玄瑞ニ紹介スル所アリ寅太郎十一日萩城下ニ著ス

三月某日 吉村寅太郎書ヲ越後ノ浪士本間精一郎(正高)ニ托シ土佐ノ國境ニ來リ同志ノ蹶起ヲ促サシム那須信吾贈從四位重民行テ之ニ會シ誘テ高岡郡檜原村ナル己ノ家ニ潛伏セシム瑞山河野萬壽彌上田楠次ノ二

人ヲシテ構原村吉村寅太郎ノ父ノ家ニ精一郎ト應接セシム
三月二十二日 澤村惣之丞長門ヨリ歸リ瑞山ヲ訪ヒ吉村寅太郎ノ語ヲ
寄セ九州諸藩ノ志士陸續下關ヲ過ギテ東上スル狀ヲ述ベ空シク藩論ノ
一定ヲ俟テ時期ニ後ル、ナカラシコトヲ警告ス瑞山猶舉藩勤王ノ大義
ヲ執テ之ニ應ゼズ

三月二十四日 坂本龍馬澤村惣之丞ト共ニ脫藩ス瑞山河野萬壽彌ヲシ
テ之ヲ朝倉村ニ送ラシム

四月朔日 瑞山河野萬壽彌弘瀬健太(贈從四位年定)川原塚茂太郎島村衛
吉等ヲ島村壽之助ノ家ニ會シ仕置役吉田元吉斬除ノ密計ヲ定ム是ヨリ
先瑞山屢平井善之丞ト謀リ連枝山内大學(豊榮)山内兵之助(後男爵豊積)容
堂ノ弟山内民部(贈從四位豊譽)容堂ノ弟家老桐間藏人山内下總深尾丹波
柴田備後等ト氣脈ヲ通シ藩主豊範ノ父景翁豊資ヲ動カシ其内旨ヲ以テ
元吉ヲ斥ケントスルモ元吉ノ權力牢乎トシテ撼スベカラズ且ツ元吉ハ
容堂ノ寵臣ナルヲ以テ其同志ヲ得ルコト頗ル困難ナルモノアリ然ルニ

上國ノ風雲ハ一日ヨリ急ニシテ吉村寅太郎去リ坂本龍馬脱シ瑞山ノ
威望ヲ以テスルモ今ハ殆ド鎮制シ難キモノアリ一夕瑞山ハ小南五郎右
衛門ヲ訪ヒ壯士四五輩瑞山ノ爲メニ死セントスルモノアルコトヲ説ク
五郎右衛門之ヲ戒シメテ曰クソハ考物ナリ一旦流血ノ禍アラバ水戸ノ
内亂ノ如ク休止スル所ナカルベシト然ドモ當時内外ノ形勢ハ騎虎ノ勢
殆ンド如何トモスベカラズ加之藩主ハ四月十二日ヲ以テ東上參觀ノ途
ニ上ルベシトノ説アリ容堂ノ實弟民部ノ如キハ却テ瑞山ニ暗殺ヲ諷ス
ルニ至ルコ、ニ於テカ瑞山清側ノ議ヲ定メ之ヲ前記ノ家老連枝ニ通シ
刺客隊ヲ編成シ日割ヲ定メ交互ニ元吉ノ舉動ヲ窺ハシム即チ一ノ組ハ
岡本猪之助同佐之助二ノ組ハ島村衛吉上田楠次谷作七ナリ
四月六日 一ノ組二ノ組未ダ元吉ヲ斬ルノ機會ヲ得ズ更ニ第三ノ組ヲ
作ラントス偶、那須信吾自ラ進ンデ其任ニ當ランコトヲ請フ瑞山生原守
助ヲシテ時期既ニ熟スルヲ以テ豫メ斬姦後藩廳改替ノ素地ヲナサンコ
トヲ民部ニ請ハシム

四月七日 大石團藏同志ノ因循ヲ憤リ島村外内ヲ訪ウテ自ラ刺客ノ任ニ當ランコトヲ請フ外内之ヲ瑞山ニ告グ偶、山本喜三之進團藏血氣ノ勇或ハ大事ヲ誤ランコトヲ恐レ來リテ之ヲ瑞山ニ謀ル繼テ森助太郎モ亦來リ密議殆ト曉ニ及ブコノ夜大利鼎吉贈正五位正樹瑞山ヲ訪ヒ來ル八日元吉藩主ノ講筵ニ侍シ深更退城スベシト告グ

四月八日 安岡嘉助贈正五位正定來リ瑞山ヲ訪ヒ奮テ刺客ノ任ニ當ラシコトヲ請フ議即チ決シ那須大石安岡ノ三人ヲ以テ刺客ノ第三組トナス是夜二更元吉日本外史ノ進講ヲ終リ帶屋町ニ至ル信吾等之ヲ要撃ス宮田頼吉贈從五位能格時ニ瑞山ノ塾ニ在リ突嗟三人ノ跡ヲ逐ヒ來リマタ之ニ加ハル元吉數劍ヲ負テ斃ル、ヤ嘉助團藏城西雁切磧觀音堂ニ至リ同志ニ會ス信吾元吉ヲ誡シ首ヲ提ゲテマタ至ル同志河野萬壽彌等首ヲ雁切磧ニ梟ス信吾嘉助團藏コノ夜脫藩ス

吉村寅太郎本間精一郎ヲ伴ヒ住吉ノ陣營ヲ訪ヒ小目付福富健次ニ面シ義舉ノ決心ヲ告グ

四月九日 藩廳勤王黨ヲ捕縛セントスルノ風説アリ同志島村壽太郎ノ家ニ集マルモノ數十人庭前ニボンベン砲ヲ置キ轟然一發ヲ合圖トシテ蹶起シ奸黨ヲ誅シ愛宕山ニ集マリ藩廳ノ討手ヲ討破リ上國ニ奔ラントス島村壽之助同衛吉楠瀬六彌鎌田清次郎等瑞山ノ邸ヲ護衛シ緩急ニ備フ四月十日 藩廳未ダ改替セズ人心愈々タリ瑞山コノ夜山内民部ニ呈スルノ書ヲ裁シ楠瀬六彌ヲシテ拂曉之ヲ民部ノ近侍生原守助ニ寄セ民部ニ呈セシム

四月十一日 生原守助瑞山ノ書ヲ民部ニ呈ス偶、岩崎馬之助號秋溟諱惟謙亦タ南邸容堂ノ實弟山内雅樂之助豐積ヨリ馳セ來リテ守助ニ面シ急ヲ告グ民部手書ヲ作り馬之助ヲシテ從容縛ニ就キ後命ヲ俟ツベキノ意ヲ瑞山等ニ傳ヘシメ更ニ手書二通ヲ作り守助ヲシテ之ヲ山内大學及家老山内下總ニ致シ大學下總及雅樂之助家老深尾丹波等ヲ其邸ニ會シ後圖ヲ議ス大學密書ヲ藩主ノ實父豐資ニ呈スルモノ再三民部更ニ手書ヲ瑞山ニ傳ヘ注意スル所アリ是日園村新作藩主ニ親謁シ今ニシテ權臣ヲ

四月十六日 津久入京近島
 時勢中策ナキ
 具陳親町三條
 能正親町三條
 實傳命テ光條
 鑑撫ヘテ命ズ
 四八月廿三日
 徒入京シ人相
 睡テ入京シ人相
 ナ入京シ人相
 シ光從士ヲ派
 激シテ之ヲ論ス
 七以テ有ザル
 八人ヲ斬リ其
 他ナ京都薩
 二送ル

斥ケズンバ更ニ元ヲ失フモノアラント直諫スコノ夜藩主ノ直命ヲ以テ
 藩廳ノ總改替アリ即チ執政深尾弘人福岡宮内仕置役朝比奈泰平眞邊榮
 三郎側用役由比猪内神山左多衛大目付大崎健藏市原八郎左衛門福岡藤
 次(後子爵孝悌)側目付後藤良輔(後伯爵象二郎)等一時ニ免黜セラル
 四月十二日 山内下總桐間藏人執政ニ深尾丹波側家老ニ小八木五兵衛
 仕置役兼大目付ニ任ゼラル
 四月十五日 五藤内藏助執政ニ山内大學文武館總裁ニ任ゼラル
 四月二十四日 平井善之丞仕置役兼大目付ニ小南五郎右衛門大目付ニ
 任ゼラル
 吉村寅太郎伏見ヨリ藩邸ニ誘致セララル
 四月下旬 瑞山小南五郎右衛門ト議シ上國ノ形勢偵察ノ爲メ河野萬壽
 彌弘瀨健太小畑孫三郎ノ三人ヲ監察吏トシテ住吉ノ陣營ニ出張セシム
 是月中旬 大石彌太郎江戸ヲ發シテ歸國ノ途ニ上ル周布政之助(翼)爲メ
 ニ廬詩アリ

五月五日 吉村寅太郎舟牢ニテ藩地ニ送還セララル、ノ命アリ

五月十五日 吉村寅太郎舟牢ニテ大坂ヲ發ス

五月中旬 島本審次郎(仲道)長藩世子ニ下サレシ内救ノ寫ヲ送致シ尋デ
 歸國ス

五月二十九日 藩主手書ヲ下シテ言路洞開ノ命ヲ發ス

是月 河野萬壽彌小畑孫三郎廣瀨健太等三條家ノ臣富田織部薩藩本田
 彌右衛門藤田良節等ニ就テ土藩勤王黨ノ精神ヲ摺紳間ニ入説ス

六月二日 間崎哲馬書ヲ瑞山等ニ寄セ江戸ノ事情ヲ報ズ

六月十一日 大納言中山忠能 叡旨ヲ奉シ書ヲ少將三條實美ニ寄セ藩
 主東上ノ期ヲ問ヒ且ツ京師駐在御依頼ノ内旨ヲ傳フ

坂本龍馬九州ヨリ大坂ニ來ル

六月中旬 京都藩邸小目付下許武兵衛急行シテ歸國シ三條實美ノ親書
 ヲ齎シ朝廷御依頼ノコトヲ報ズ

六月二十日 藩主書ヲ三條實美ニ復シテ東下ノ途次隨從ノ一半ヲ分テ

關下警衛ノ朝命ニ應ズベキ旨ヲ答フ

六月二十八日 藩主東上ノ途ニ上ル執政山内下總側家老桐間將監仕置役小八木五兵衛大目付小南五郎右衛門小目付小原與一郎徒目付五十嵐文吉等隨從ス平井收次郎以下扈從ノ列ニ在リ瑞山白札郷士小頭トシテ桑原平八ト共ニ先發ス

七月二日 三條實美書ヲ中山忠能ニ寄セテ藩主ノ返翰ヲ觀メス

七月十二日 藩主大坂長堀ノ邸ニ著ス

七月十三日 田内衛吉村田忠三郎江戸ヲ發シテ歸國ノ途ニ上ル

七月十四日 間崎哲馬江戸ヲ發シ大坂ニ向フ

七月十五日 中山忠能藩主入京ノ際下サルベキ内敕ヲ三條實美ニ内示ス瑞山五十嵐文吉等ト共ニ執政山内下總ニ迫リ藩主入京禁闕警衛ニ關シ豫メ容堂ノ承認ヲ得ンガ爲メニ小南五郎右衛門ヲシテ江戸ニ赴カシメンコトヲ説ク下總等之ヲ贊ス尋デ間崎哲馬江戸ヨリ來リ瑞山ニ會シ其消息ヲ審カニシマタ江戸ニ歸ル

是月 藩主麻疹ニ罹ル

八月朔日 小南五郎右衛門入京三條實美ニ謁シ自ラ東下セントスル内情ヲ陳ズ

八月二日 田内衛吉岡田以藏宜振久松喜代馬贈從四位重和村田忠三郎(贈從四位克昌)岡本次郎贈從四位正明森田維種等吉田元吉ノ刺客偵吏井上佐一郎ヲ大坂九郎右衛門河岸ニ誘殺ス

八月三日 小南五郎右衛門潛ニ京都ノ藩邸ヲ發シ急行四晝夜ニシテ江戸ニ到リ容堂ニ謁シ京都ノ狀況ヲ稟シ 朝命遵奉ノ許可ヲ請フ容堂之ヲ諒ス

是月 瑞山等大坂藩邸内ノ稻荷神社ニ會シ藩主入京ノ事ヲ議ス

八月二十三日 藩主大坂ヲ發シ牧方ニ宿ス

八月二十四日 藩主伏見ニ著ス三條家ノ使者先ヅ來リ迎へ關白近衛忠熙執政山内下總(後酒井佐成)ヲ其邸ニ招致シ關下警衛ノ内敕ヲ傳フ(本文中コノ内敕ヲ閏八月四日ノ所ニ編入セルハ編者ノ誤ナリ)

八月二十五日 藩主京都河原町ノ藩邸ニ著ス

瑞山病アリ就蓐數日ニ及ブ
 八月二十六日 藩主洛西妙心寺中大通院ニ移テ本陣トナス朝廷家老桐
 間藏人ヲ學習院ニ召シ武家傳奏ヲ以テ御依頼ノ内旨ヲ傳フ
 八月二十七日 家老桐間藏人三條家ニ至リ森寺因幡守ニ面シ内救降下
 ノ事情ヲ聞ク

閏八月四日 傳奏重役ヲ召シ容堂西上入京藩主ト交替スベキノ朝命ヲ
 傳フ

閏八月六日 瑞山久坂玄瑞ヲ訪フ

閏八月七日 瑞山久坂玄瑞ヲ訪ヒ懇談早朝ヨリ正午ニ及ブ尋デ瑞山他
 藩士ト往來スルニ不便ナルヲ以テ藩邸内ヨリ三條木屋町ニ移寓ス

閏八月八日 三條實美土藩側物頭本山只一郎(茂任)ニ托シ書ヲ容堂ニ與
 ヘ國是ニ對スル意見ヲ問フ尋テ容堂之ニ復ス

閏八月十四日 瑞山小南五郎右衛門小原與一郎谷守部(後子爵干城)五十
 嵐文吉丁野左右助平井收次郎ト共ニ他藩應接役ヲ命ゼル

閏八月二日 毛朝
 利慶ノ上リリ
 延慶ノ廟議
 一擴定ノ議
 津久光ノ使
 閏八月四日
 入京復命ス

閏八月二十日 岡田以藏薩藩田中新兵衛等ト共ニ本間精一郎ヲ木屋町
 ト先斗町トノ路次ニ殺シ首ヲ四條磔ニ梟ス

閏八月二十三日 瑞山久坂玄瑞ヲ訪フ玄瑞長藩建言書ノ寫ヲ瑞山ニ示
 ス

閏八月二十六日 容堂登營シテ將軍上洛天子行幸大内裏造營ノ三條ヲ
 閣老ニ建議ス

閏八月二十八日 瑞山初テ三條實美ニ謁シ敕使東下ノ止ムベカラザル
 ヲ論ズ

藩主長藩主毛利慶親ヲ河原町ノ其邸ニ訪フ

閏八月二十九日 薩藩村山齋助來テ瑞山ヲ訪ヒ久光ノ意旨及寺田屋事
 變ノ實情ヲ陳ズ

閏八月三十日 清岡治之助贈從四位正道阿部多司馬岡田以藏等目明文
 吉ヲ捕ヘ三條磔ニ誘ヒ絞殺ス
 是月 瑞山藩主ノ名ヲ以テ建白書ヲ立案ス滔々數千言尤モ瑞山ノ勤王

精神ヲ見ルベキモノナリ瑞山コノ草稿ヲ村井修理少進(松延二郎)ニ觀ス
 ヤ修理少進ハ更ニ之ヲ谷森外記ニ示シ外記ヨリ之ヲ青蓮院宮(朝彥親王)
 ニ呈ス宮感賞斜ナラズ賜謁下問ノ命アリ後宮ヨリ之ヲ乙夜ノ覽ニ供ス
 是月 坂本龍馬江戶ニ下リ千葉重太郎ノ家ニ寓ス
 九月朔日 中山忠能ノ臣大口出雲守瑞山ヲ訪ヒ本間精一郎ヲ殺セシモ
 ノハ何人ナルカヲ問フ
 九月八日 大口出雲守平井收次郎ノ寓ヲ訪フ收次郎瑞山ト共ニ應接ス
 出雲守即チ中山忠光ノ九條尙忠久我建通岩倉具視千種有文少將局(今城
 定子)右衛門内侍堀川紀子等ヲ刺殺ノ計畫アルヲ告ゲ精一郎ヲ殺セシモ
 ノヲ借ランコトヲ請フ是夜忠光亦瑞山ノ寓ヲ訪ヒ出雲守ノ云フ所ヲ反
 覆ス瑞山其輕擧ヲ諫ム
 九月九日 瑞山三條實美ニ謁シ前夜中山忠光來訪ノ事ヲ告ゲ且ツ暴擧
 ヲ諫止セシコトヲ談ス忠光亦タ來テ瑞山ヲ訪ヒ前日瑞山ヲ往訪ノ事父
 忠能ノ知ル所トナリ頗ル憂慮シ且ツ叱責セラレタルヲ以テ姑ク非常手

九月十二日岩倉具視ノ邸ニ
 書ヲ投テ去ラズ
 外ニテ去ラズ
 加ニテ去ラズ
 加ニテ去ラズ
 加ニテ去ラズ

段ヲ猶豫シ明日關白近衛忠熙ニ迫テ三奸二嬖ヲ擯斥セシムベシト告グ
 九月十日 瑞山中山忠光ヲ訪フ忠光是日近衛忠熙ニ謁シ決死三奸二嬖
 ヲ彈劾ス
 九月十六日 姉小路公知急ニ瑞山ヲ其邸ニ召致シ青蓮院宮ト意見合ハ
 ザルヲ以テ閉居スルノ決心ナルヲ告ク瑞山之ヲ諫止シ平井收次郎ニ謀
 ル收次郎谷森外記ニ依テ宮ノ内意ヲ候ス
 瑞山小南五郎右衛門ト共ニ初テ青蓮院宮ニ謁ス
 瑞山小南五郎右衛門ト共ニ薩藩本田彌右衛門ノ寓居ニ薩藩藤井良節村
 山齋助高崎猪太郎(後男爵五六)及長藩久坂玄瑞宍戸九郎兵衛等ト會シ攘
 夷敕使ノ事ヲ議シ三藩一致連署奏請ニ決ス
 九月十八日 瑞山青蓮院宮ニ謁シ前夜三藩合議ノ始末ヲ啓ス
 九月二十一日 朝議三條實美姉小路公知ヲ正副敕使トシテ東下セシム
 ルニ決ス
 是夜 瑞山小南五郎右衛門ヲ訪ヒ關白近衛忠熙留職勸告ノ事ヲ密議ス

九月二十二日 久坂玄瑞俄ニ瑞山ヲ訪ヒ一橋慶喜攘夷ノ朝議ヲ諫奏セ
ンガ爲メニ不日上京ノ旨傳奏ヘ通達アリタル旨ヲ告グ瑞山即チ其機先
ヲ制シ之ヲ差止ムルノ詔命ヲ速ニ關東ニ下スノ策ヲ畫シ去リテ薩藩村
山齋助ニ謀リ更ニ三條實美ニ謁シ之ヲ告ゲテ歸寓スルヤ齋助ノ來訪ニ
接ス夜瑞山招カレテ姉小路公知ニ謁ス
九月二十三日 瑞山小南五郎右衛門ト共ニ三條實美ノ招宴ニ侍ス姉小
路公知亦來リ會ス
是夜 清岡治之助廣瀬健太贈從四位年定(山本喜三之進(重孝堀内賢之進
岡田以藏等長藩久坂玄瑞寺島忠三郎等及ビ久留米藩ノ志士二十四五名
ト共ニ幕府與力渡邊金三郎同心大河原重藏等ヲ近江國石部ニ襲殺シ其
首ヲ粟田口ニ梟ス
九月二十五日 瑞山先ヅ三條實美ト姉小路公知ニ謁シ又青蓮院宮ニ謁
ス瑞山即一橋慶喜入京差止及藩主敕使隨行ノ事ヲ具申ス宮之ヲ嘉納ス
偶長藩前田孫右衛門來謁スルヤ宮命シテ慶喜上京差止ノ事ヲ關白ニ忠

告セシム宮瑞山ニ賜フニ菊花ノ折枝ト菓子トヲ以テシテ曰ク「此花ハ天
賜ノ物ナリ宜シク同志ヲシテ拜觀セシムベシ」ト瑞山拜謝シテ退ク蓋シ
前日瑞山立案ノ建白書深ク宮ヲ感動セシメシニ依ルナリ
九月二十八日 三條實美姉小路公知正副敕使トシテ東下ノ發表アリ十
月十二日ヲ以テ發途ノ期ト定メ藩主山内豐範ニ命ジテ敕使ト同時ニ出
府叡慮貫徹ノ事ニ周旋セシム
九月晦日 瑞山平井收次郎ト共ニ小南五郎右衛門ノ寓ニ會シ京師ニ親
兵ヲ置クノ議ヲ提出センコトヲ議ス
十月朔日 瑞山本山只一郎ト共ニ長藩前田孫右衛門ノ寓ニ至リ親兵ノ
事ヲ議シ長藩主ノ饜應ヲ受ク
十月二日 平井收次郎薩藩村山齋助ヲ訪ヒ前日ノ提案ヲ評議ス三藩主
連署親兵貢獻ノ建議ヲ上ル
十月四日 瑞山姉小路公知ノ雜掌トナル公知名ヲ柳川左門ト稱セシム
十月五日 藩主參内 龍顔ヲ拜ス天盃ヲ賜ヒ父子協力敕使ヲ翼贊スベ

キ旨ノ御沙汰ヲ賜フ

是頃松平春嶽内外ノ形勢ニ窘窮シ總裁職ヲ辭セントス一橋慶喜亦タ病ト稱シテ出デズ容堂其間ニ頗ル斡旋ス

十月七日 瑞山姉小路公知ノ護衛員タル阿部多司馬森田金三郎多田鐵馬岡田以藏高松太郎廣瀬健太曾根東吉松山深藏森助太郎清岡治之助等ヲ率キ公知ニ謁シ之ニ扈シテ祇園神社ニ詣ス

長藩周布政之助三藩攘夷建議書ヲ携ヘ來リテ容堂ニ謁ス

十月九日 瑞山青蓮院宮ニ謁ス宮三徳烟草入扇子盃等ヲ贖セラレ平井收次郎長藩久坂玄瑞ヲ訪フ曰ク「一橋慶喜既ニ江戸ヲ發ス」ト衆議紛々タリ收次郎案ヲ立テ、曰ク「敕使ハ斷然東下シテ攘夷ノ勅ヲ傳フベシ若シ慶喜上京セバ朝廷亦タ同ク攘夷ノ勅ヲ傳フベシ」ト議即チ決ス而シテ事訛傳ニ出デ衆心始メテ降ル

十月十日 瑞山正親町三條實愛大原重徳等ニ歷謁ス各物ヲ餞ス

岡田以藏五十嵐幾之進等平野屋重三郎ヲ捕ヘ來リテ加茂川筋二條上ル

所ニ生晒トナス

長藩周布政之助來リテ容堂ニ謁シ幕府朝命遵奉ノ周旋アランコトヲ請フ

十月十一日 藩主敕使ニ先テ京都ヲ發ス

十月十二日 正副敕使京都ヲ發ス土藩特ニ矢野川龍右衛門久松喜代馬三原兎彌太島村衛吉柏原禎吉田邊豪次郎山本喜三之進小笠原保馬中平保太郎藤井米吉浪越肇楠瀬六衛等ヲシテ三條實美ヲ護衛セシム皆瑞山盟下ノ士ナリ

十月十四日 宮川助五郎田所疇太郎(後壯輔贈正五位恒誠)島村壽太郎田内衛吉村田忠三郎中岡光次(後慎太郎贈正四位道正等五十人)容堂守衛ノ届捨ヲナシ蹶起江戸ニ赴ク島村壽太郎爲メニ上田二十石ヲ賣リ同志ノ旅費トナス

十月十八日 容堂登營朝旨遵奉ノ事ニ關シ大ニ幕吏ト論諍ス

十月二十二日 容堂敕使奉迎ノ事ニ關シ老中井上河内守等ヲ叱責ス

十月二十五日 島村壽太郎河野萬壽彌中岡光次等五十人組京都ニ著ス
 十月二十七日 岡藩主中川修理大夫(久昭)將ニ參觀セントシテ大坂ニ至
 ル青蓮院宮關白近衛忠熙等修理大夫ノ曩ニ朝賞ヲ被レル小河彌右衛門
 ヲ幽閉セルヲ以テ薩長土ノ志士ヲシテ之ヲ嚴責セシメ若シ強テ東下セ
 シトセバ之ヲ伏見ニ要撃セシメントス五十人組等爲メニ大津ヨリ召還
 セラル

十月二十八日 正副救使三條實美姉小路公知江戸ニ著シ龍ノ口清水邸
 ニ館ス

土藩上士下士六十人伏見ニ出張ス
 十月二十九日 土藩周旋掛乾作七手島八助(後季隆)長藩桂小五郎(後木戸
 孝允)佐々木男也薩藩村山齋助鶴木孫兵衛等共ニ大坂ニ至リ岡藩主中川
 修理大夫ニ面シ青蓮院宮ノ旨ヲ傳ヘ其罪ヲ詰ル修理大夫恐惶陳謝ス
 是月 坂本龍馬千葉重太郎(或ハ曰フ岡本健三郎)ト共ニ勝義邦(後安芳)ヲ
 訪ヒ其識見ニ服シ其弟子トナル
 十一月朔日 平井收次郎青蓮院宮ニ謁シ中川侯一件ヲ上陳ス

十一月二日 土藩下横目廣田章次伏見ニ於テ絞殺セラレ裸體ノ儘淀川
 ニ投ゼラル或ハ云フ五十人組ノ同志彼ガ吉田元吉ノ殘黨ナルニ戒心シ
 テ之ヲ暗殺シタリト

十一月四日 伏見ニ出張セル三藩ノ人員ヲ撤ス平井收次郎五十人組ノ
 中三十人ヲ割テ東下セシム

十一月五日 傳奏土藩重役ヲ召シ一橋慶喜松平春嶽引籠ニ付キ一層周
 旋ノ朝命ヲ容堂父子ニ賜フ

長藩世子毛利定廣(長門守)容堂ヲ其櫻田ノ邸ニ招ス小宴南五郎右衛門乾
 退助(後伯爵板垣退助)小笠原唯八(牧野群馬)及武市八十衛寺村左膳山地忠
 七(後子爵元治)等扈從ス長藩士周布政之助久坂玄瑞等宴ニ侍ス容堂醉テ
 瓢形ヲ描キ長藩ヲ諷シマタ政之助ノ書スル文語ヲ批正ス久坂玄瑞詩ヲ
 吟シテ劔舞シマタ容堂ヲ罵ル他日大森梅莊ノ衝突是ニ胚胎ス

十一月七日 中川修理大夫謝罪ノ書ヲ朝廷ニ上ル朝議之ヲ許ス
 十一月八日 是ヨリ先五十人組中ノ曾和傳右衛門千屋金策星馳シ江戸
 ニ至リ中川侯抑留ノ事ヲ報ス是日容堂小南五郎右衛門ヲ上京セシメ修

理大夫ヲ救解セントス瑞山其不要ヲ主張ス長藩邸ノ有志亦薩藩士ト相謀リ修理大夫ノ罪ヲ糾サントス
 十一月九日瑞山在館同志ト共ニ小南五郎右衛門ニ面シ長藩ノ提議ヲ提ゲテ妄ニ修理大夫ヲ救解スルノ不當ヲ論ズ五郎右衛門之ヲ容堂ニ稟ス爲メニ五郎右衛門西上ノ議止ム
 十一月十日五十人組先發者田内衛吉楡垣清治今橋權助等坂本瀨平ヲ佐幕黨ノ間牒ト疑ヒ之ヲ小田原驛外ニ殺ス
 容堂長藩世子毛利定廣ト相携ヘテ兩救使ニ謁ス
 十一月十三日 久坂玄瑞救使館ニ瑞山ヲ訪ヒ永訣ヲ發シ横濱夷館襲撃ノ密計ヲ語ル瑞山其不可ヲ痛論シ寧ロ幕府ヲシテ攘夷ノ救ヲ奉ゼシメ正々堂々國ヲ擧ゲテ之ヲ行フベキヲ主張ス瑞山之ヲ兩救使ニ語ル實美公知連署手書ヲ玄瑞等ニ與ヘ嚴ニ輕擧ヲ戒シム瑞山去テマタ容堂ニ謁シ其力ニ頼テ玄瑞ヲ抑止センコトヲ建策ス容堂大ニ驚キ旨ヲ小南五郎右衛門ニ銜メテ長藩邸ニ遣ハス長藩世子毛利定廣五郎右衛門ノ提案ニ基キ直チニ出馬玄瑞等ヲ諭止セントス五郎右衛門復命スルヤ夜已ニ二

更ヲ過グ容堂ハ小笠原唯八山地忠七(後元治)ヲ豐範ハ林龜吉諏訪助左衛門(後重中)ヲ定廣ノ許ニ遣ハシ猶間崎哲馬門田爲之助岡本常之助ノ三人ヲシテ玄瑞等ヲ諭止セシメ別ニ瑞山ヲ西上セシメテ將サニ東下シ來ラントスル五十人組ヲ鎮撫セシメントス孰モ即時出發ス瑞山等大森驛ニ至レバ定廣既ニ梅莊ニ在テ玄瑞高杉晉作等ヲ慰諭シ衆感泣之ニ服ス瑞山ハ去テ小田原ニ向フ唯八忠七等定廣ヨリ款待酒ヲ賜ハリ退出スルヤ周布政之助醉テ容堂ヲ罵ル忠七助左衛門龜吉等刀ヲ舞ハシテ政之助ニ迫ル高杉晉作突嗟抜刀シ「不禮者ハ拙者ガ成敗致ス」ト政之助ノ馬ヲ斬ル馬逸シ政之助道ル唯八等歸來復命スルヤ容堂嚇怒シテ曰ク「君辱メラルレバ臣死スノ語アリ汝曹何ゾ政之助ト死セザル」ト
 十一月十四日 味爽小笠原唯八等四人決死長藩邸ニ至リ政之助ヲ獲ンコトヲ求ム小南五郎右衛門本山只一郎乾退助等モ亦期セズシテ至ル毛利定廣唯八等ヲ引見懇ニ慰解シ自ラ往テ容堂ニ面シ陳謝センコトヲ談ズ五郎右衛門周旋甚ダ勉ム

毛利定廣容堂ヲ訪ヒ前日警告ノ禮ヲ述ベ周布政之助ノ失言ヲ謝ス
 河野萬壽彌小畑孫三郎後男爵美稻千屋寅之助五十嵐幾之進等村山可壽
 衛ヲ捕ヘテ加茂川ニ生晒トス
 十一月十五日 河野萬壽彌小畑孫三郎千屋寅之助五十嵐幾之進等多田
 帶刀ヲ殺シ其首ヲ蹴上ニ梟ス
 十一月十六日 五十人組江戸ニ入ル瑞山亦實弟田内衛吉等ニ面會シ後
 事ヲ處理シ江戸ニ歸ル
 十一月十八日 間崎哲馬門田爲之助岡本常之助等自殺セントシテ中橋
 寒菊亭ニ於テ訣宴ヲ開ク蓋シ周布政之助暴言ノ際哲馬等梅莊ニ在テ之
 ヲ咎ムルナカリシヲ小笠原唯八等ノ嚴責セルニ依ルナリ瑞山容堂ニ謁
 シ哲馬等ヲ救解ス
 十一月二十一日 正副敕使入營將軍ヲ見テ敕書及敕問覺書ヲ傳フ將軍
 迎謁奉送ノ儀鄭重頗ル往時ニ異ナリ
 十一月二十五日 檜垣直枝田内衛吉今橋權助等直枝ノ創癒ユルヲ以テ

江戸ニ入り翌日藩邸ニ自首ス尋テ直枝等藩地ニ監送セラル
 十一月二十六日 瑞山姉小路公知ノ隨員松延次郎(村井修理少進)ノ門禁
 ヲ犯スヲ救解ス
 十二月朔日 藩主長藩主毛利慶親ノ養女喜久姫ヲ娶リ入興
 十二月四日 將軍正副敕使ヲ城中ニ招待ス其儀式公卿ノ攝家大臣ノ邸
 ニ臨ムニ准ズ瑞山亦將軍ニ謁ス
 十二月五日 正副敕使入營將軍奉答書ヲ上ル署シテ臣家茂ト云フ蓋シ
 前例ナキ所ナリ
 十二月六日 瑞山越藩邸ヲ訪ヒ島田某ニ面會將軍上洛ヲ春獄ニ促ス
 藩主敕使ニ先テ江戸ヲ發ス
 間崎哲馬三條實美ニ謁シ弘瀬健太(贈從四位年定)ト共ニ歸國ノ途ニ上ル
 十三日入京
 十二月七日 正副敕使江戸ヲ發シ品川驛ニ宿ス千屋菊次郎瑞山ヲ送テ
 兩敕使ニ謁ス千屋菊次郎鳥村壽太郎中岡光次(後慎太郎)等瑞山ノ爲メニ

送別ノ宴ヲ某旗亭ニ張ル

十二月九日 赤穂藩士西川舛吉同邦治濱田豊吉松本善吉高村駒吉松村茂平等藩ノ家老森主税用人村上眞助ヲ暗殺ス

十二月十二日 濱田豊吉西川邦治高村邦治等八人來テ土藩京邸ニ投ズ

十二月十三日 中岡光次(後慎太郎)長藩久坂玄瑞等ト共ニ江戸ヲ發シ水戸ニ過リ信濃ニ佐久間象山ヲ訪フ

赤穂藩士西川舛吉松本善吉等七人來テ京都土藩邸ニ投ズ

十二月十四日 是頃平井收次郎北添信摩葛目民五郎等ヲシテ八幡山崎ノ地ヲ點檢セシム是日重役ト連署シテ外夷防禦ノ方法ヲ建議ス

平井收次郎小原與一郎等ト議シ小畑五郎馬望月龜彌太上岡膽治古澤迂郎(後滋等)ヲシテ西川舛吉以下十三人ヲ住吉陣營ニ護衛潛伏セシム

十二月十七日 平井收次郎間崎哲馬廣瀬健太ヲ伴ヒ青蓮院宮ニ謁シ藩政改革ノ令旨ヲ藩主ノ實父景翁ニ致サンコトヲ請フ宮之ヲ諒シ手書ヲ附ス是夜深尾包五郎哲馬等ノ爲メニ送別ノ宴ヲ其寓ニ張ル土方左平濱

田辰彌(後伯爵)田中光顯岩神主一郎(後井原昂)等其席ニ列ス

十二月十八日 間崎哲馬廣瀬健太歸國ノ途ニ上ル

十二月二十一日 藩主著京

十二月二十二日 兩敕使歸京瑞山隨從ス

十二月二十三日 容堂上京ノ朝命下ル

十二月二十四日 瑞山三條小橋ノ北木屋町榭屋方ニ移ル

間崎哲馬廣瀬健太歸藩

十二月二十五日 瑞山格式ヲ留守居組ニ進メラル

坂本龍馬勝義邦ニ從ヒ海路西上大坂ニ至ル

十二月二十九日 平井收次郎正親町三條實愛ニ謁シ藩主ノ歸暇ヲ請フ

十二月晦日 間崎哲馬廣瀬健太書ヲ瑞山ニ贈テ藩地幹旋ノ狀況ヲ報ズ

一文久三年癸亥

三十五歲

正月元日 同志十餘人京儒山中靜逸ヲ迎ヘテ平井收次郎ノ寓居ニ新年ノ宴ヲ開ク韻ヲ分チ詩ヲ賦シ歌ヲ詠ズ瑞山四君子ヲ揮灑ス

正月三日 藩主參朝拜賀特ニ御衣ヲ賜フ是ヨリ先瑞山青蓮院宮ノ公武合體説ニ傾クヲ見テ憤惋措カズ宮ヲ諫死セントスルノ決心ヲ三條實美及姉小路公知ニ告グ實美大ニ驚キ宮ニ謁シテ瑞山ノ苦衷ヲ述ブ宮爲メニ感悟セラル、モノ、如シ是日瑞山ノ宮ニ謁スルヤ宮大ニ怒テ「頃日有志ノ輩余ガ心事ヲ疑フモノ、如シ余ハ今後朝議ニ參與スルヲ止メ決然衣ヲ拂テ山林ニ隱遁スベシ」ト瑞山泣テ之ヲ諫ム

正月四日 瑞山小目付手島八助ト共ニ歸國ノ途ニ就キ八日歸著ス蓋シ藩邸ノ命ニ依リ間崎哲馬等ニ助力シ藩廳ノ改革ヲ促サンガ爲メナリ小笠原唯八乾退助薩藩大久保市藏後利通ヲ高輪ノ藩邸ニ訪フ

正月八日 容堂登營將軍ニ先テ西上ノ暇ヲ告グ將軍刀ヲ贈ス

正月九日 薩藩大久保市藏土藩邸ニ容堂ニ謁シ長士ノ暴論ヲ鎮壓センコトヲ望ム

正月十日 容堂濱船大鵬丸ニ搭シ西上ノ途ニ就ク

正月十二日 平井收次郎松平容保ニ謁シ攘夷ノ期限ヲ定メ朝幕ノ名分ヲ正スベキコトヲ建言ス

薩藩高崎佐太郎(後正風)平井收次郎ヲ訪ヒ有志輩ヨリ青蓮院宮ノ蓄髮還俗ヲ勸メ奉リ辭表ヲ撤回ノ事ヲ周旋センコトヲ望ミ之ト同時ニ近衛關白ノ辭職ヲ赦許セラレ有司輩ノ囑望セル鷹司輔熙ヲ推スモ薩藩ニ於テハ異議ナキコトヲ談ス

正月十三日 平井收次郎青蓮院宮ニ詣リ伊丹藏人ニ面會シ深ク宮ノ自重アラシコトヲ望ミ是夜更ニ右大臣鷹司輔熙ニ謁シ意ヲ決シテ關白ノ重任ニ當リ青蓮院宮ヲ起シテ薩長ノ間ヲ調停セラレンコトヲ望ム

正月十六日 關白更迭ノ事内決シ二十三日發表セラル

勝義邦容堂ト伊豆下田港ニ會シ坂本龍馬赦免ノ事ヲ請ウ容堂之ヲ聽ス
正月二十一日 容堂著阪ス薩藩小松帶刀大久保市藏來謁ス土藩上士臨時組五十人亦容堂ヲ迎ヘ謁ス

岡田以藏等儒池内大學ノ土藩邸ヨリノ歸途ヲ要シ之ヲ暗殺シ難波橋上ニ梟ス

正月二十四日 容堂伏見ノ藩邸ニ著ス平井收次郎迎謁京都ノ近狀ヲ報シ朝廷ノ秩序ヲ正シ親兵ヲ設ケ幕府諸侯ヨリ貢獻ヲ要スル事等ノ三事

ヲ陳述ス是日瑞山再ビ入京ス

正月二十五日 容堂入洛シ大佛智積院ニ館ス是夜平井收次郎姉小路公

知ト三條實美ノ邸ニ會談ス

正月二十六日 平井收次郎容堂ノ召ニ應ジテ智積院ニ至ル容堂俄ニ病

アリ謁スルヲ得ズ去テ姉小路公知及三條實美ニ謁ス

正月二十七日 長藩主特ニ諸藩ノ志士ヲ西本願寺別莊翠紅館ニ饗ス水

戸人最モ多ク肥後之ニ繼グ他ハ對州及津和野藩ニシテ土佐ヨリハ瑞山

ト平井收次郎トノ二人之ニ列セリ

正月二十八日 藩主賜暇歸國ノ途ニ就ク容堂河原町ノ藩邸ニ入ル

正月二十九日 平井收次郎關白鷹司輔熙ニ謁シ更ニ姉小路公知ニ謁ス

是夜特ニ容堂ニ謁シ時局ニ關スル意見ヲ開陳シテ忽チ其嚴怒ニ觸ル

是月 頼母子講不敬事件(青蓮院宮ニ關シ)アリ小畑孫三郎島本審次郎吉

村寅太郎等同志ノ詰責ニ遭ヒ當サニ自殺其罪ヲ謝セントス岩崎馬之助

山内兵之助(豊積)ニ請ヒ其手書ヲ得テ之ヲ救解ス

二月朔日千種
家ノ侍賀川千種
チ暗殺シ其兩
腕ヲ千種岩倉
兩家ニ投ズル
モノアリ

二月朔日 平井收次郎他藩應接役ヲ免ゼラル長藩久坂玄瑞肥後藩宮部

鼎藏等來テ之ヲ慰問ス

二月二日 關白鷹司輔熙平井收次郎ヲ召ス收次郎病ト稱シテ之ヲ辭ス

二月七日 中岡慎太郎徒目付兼他藩應接密事掛トナル

唐橋村惣助ヲ殺シ其首ヲ河原町藩邸ニ捨ルモノアリ

二月十日 肥後藩轟武兵衛宮部鼎藏來リテ瑞山ヲ訪ウテ曰ク中山忠光

攘夷期限決定言語洞開人材登庸ノ三事ヲ主張スルモ一モ行ハレザルヲ

以テ岩倉具視千種有文兩奸ノ首ヲ斬リ之ヲ關白ニ送り以テ朝議ヲ振起

セシメントシ之ヲ久坂玄瑞寺島忠三郎及武兵衛ニ謀リ三人斬奸ノ事ヲ

負擔セリト瑞山之ヲ不可トシ相携ヘテ玄瑞ノ寓ヲ訪ヒ其輕舉ヲ止ム玄

瑞聽カズシテ曰ク我昨夜已ニ侍從ト約ス丈夫ノ一言容易ニ之ヲ變ズベ

カラズト固ク執リテ動かズ瑞山忽チ一策ヲ按ジテ曰ク「元來侍從ノ二奸

ノ首ヲ獲ント欲スル所以ハ其奸ヲ誅スルニアラズシテ其首ヲ以テ搢紳

ヲ振起セシメ朝議ヲ決セントスルノ目的ニ出ルノミ然ラバ目的ヲ達ス

ルノ道アルニ於テハ必ズシモ暴舉ヲ要セザルニアラズヤ予ニ一策アリ
三君已ニ昨夜死ヲ決セルモノ即チ其決死ノ覺悟ヲ以テ關白邸ニ推參シ
前ニ侍從ノ主張セル攘夷期限決定等ノ三箇條ヲ獻策シ納レラズンバ
餓死スルモ一步モ退カズト揚言シテ敢テ退クコトナクンバ爲メニ朝議
ヲ決セシムルニ足ラン』ト玄瑞等之ニ服シ忠三郎武兵衛ノ二人ト共ニ田
中村ナル中山家ノ別莊ニ忠光ヲ訪ヒ瑞山ノ一策ヲ陳ズ忠光亦其舉ヲ贊
ズ

二月十一日 早天久坂玄瑞寺島忠三郎轟武兵衛等關白輔熙ノ邸ニ至リ
謁ヲ請フ輔熙病ト稱シテ聽サズ強テ之ヲ請ヒ引見セラル、ヤ三事ノ建
議書ヲ呈シ必死ヲ期シテ納レラレンコトヲ請ヒ其座ヲ動カズ偶、瑞山昨
夜入説スル所ノ姉小路公知等十二卿亦踵テ輔熙ノ邸ニ至リ攘夷ノ期限
ヲ決定センコトヲ促ス輔熙慨然夜中參内スルヤ十二卿亦其跡ヲ追フテ
同時參内ス輔熙懷ヨリ三志士ノ上書ヲ取リテ叙覽ニ供ス天皇之ヲ嘉納
シ給ヒ直チニ十二卿ノ内ヨリ三條實美姉小路公知橋本實麗野宮定功阿

野公誠豐岡隨資正親町公董滋野井實在ノ八卿ヲ一橋慶喜ノ館ニ遣ハシ
叡旨ヲ奉ジテ攘夷ノ期限ヲ確定スベキコトヲ傳ヘシム慶喜狼狽爲メニ
急使ヲ發シテ容堂及松平春嶽松平容保等ヲ呼ビ迎ヘ實美公知等ト議論
曉ニ徹シ遂ニ將軍上洛ノ後三十日ヲ經過セバ必ズ外夷ヲ拒絶スベキ旨
ヲ奉答ス宮部鼎藏書ヲ飛バシテ瑞山等ニ公知ノ邸ニ會センコトヲ求ム
瑞山之ニ赴ク

十三日姉小路
公知國事參政
トナル

二月十二日 瑞山容堂ニ謁シ辛酉以來國事盡瘁ノ顛末ヲ具申シ且ツ血
盟書ヲ示ス容堂曰ク汝ノ心ハ諒セリ唯誓書ノ如キハ火中ニ付セヨ』ト
二月十四日 容堂松平容保同春嶽一橋慶喜ト連署シテ將軍上洛東歸ノ
後二十日ヲ以テ攘夷ノ期限トスベキ旨ヲ奏ス

二月十五日 吉村寅太郎マタ脫藩ス
京都藩邸坂本龍馬脫藩ノ罪ヲ赦ス

二月十六日 長藩世子毛利定廣歸國ニ際シ諸藩有志ヲ嵯峨天龍寺ニ會
ス平井收次郎土方左平ト共ニ之ニ臨ム收次郎天皇行幸親征ノ議ヲ提唱

二月二十二日 瑞山書ヲ島村衛吉ニ與ヘテ攘夷期限決定ノ旨ヲ報ズマタ
 容堂ニ謁スルヤ容堂手ヅカラ酒菓ヲ賜ヒテ之ヲ慰賞ス
 二月二十三日 土方楠左衛門間崎哲馬著京
 二月二十四日 瑞山同志ト議スルアリ土方楠左衛門間崎哲馬ヲシテ深
 更謁ヲ容堂ニ請ヒ速ニ將軍ノ上洛ニ先テ攘夷ノ期日ヲ確定朝廷ヨリ公
 布センコトヲ陳ス容堂酒氣未ダ醒メズ哲馬ニ向テ前日青蓮院宮ノ令旨
 ヲ矯メテ之ヲ藩主豊範ノ實父景翁(豊資)ニ致スノコトヲ嚴責ス
 二月二十五日 瑞山平井收次郎間崎哲馬ニ向テ寧口藩吏ノ糾問ニ先テ
 自首罪ヲ待ツベキコトヲ勸告ス是ニ於テ二人自首狀ヲ藩邸ノ監察吏ニ
 提出ス
 二月二十六日 瑞山上岡膽治ヲシテ急速歸國セシメ京情ヲ在國ノ同志
 ニ報シ廣瀬健太ヲシテ平井間崎等ト同ジク自首罪ヲ待タシム又那須信
 吾大石團藏安岡嘉助等ノ血盟書ヲ速ニ京師ニ送致セシム

三月十四日 津久光入京 島津久光入京 津久光入京 津久光入京
 津久光入京 津久光入京 津久光入京 津久光入京
 津久光入京 津久光入京 津久光入京 津久光入京
 津久光入京 津久光入京 津久光入京 津久光入京

三月十九日 將軍家茂參内將

三月二十一日 松平春嶽幕府
 三月二十一日 松平春嶽幕府
 三月二十一日 松平春嶽幕府
 三月二十一日 松平春嶽幕府

平井收次郎書ヲ姉小路公知ニ呈シ永訣ヲ敘ス
 三月二日 吉村寅太郎長藩入江九一山縣小輔後公爵有朋ト連署書ヲ學
 習院ニ呈シ三輪田綱一郎等ノ罪ヲ赦サレンコトヲ請フ
 三月四日 將軍家茂上洛二條城ニ入ル
 三月十四日 天皇加茂兩社ニ行幸攘夷ノコトヲ祈願シ給フ
 是頃瑞山容堂ニ謁シ公武合體ノ到底姑息ノ小策ニ過ギザル所以ヲ上陳
 ス又小笠原唯八ニ向ヒ「公武合體ト申ス言葉ハ元來ガ不倫ニテコノ半平
 太ト恐レナガラ老公ト同席致スサヘ僭上ナルニ夫レニ勝レル亂階ト氣
 ノ付カザルハ是非ナキコトナラズヤ」ト難ズ
 三月十五日 瑞山京都藩邸留守居加役ヲ命ゼラル
 三月十八日 吉村寅太郎中山忠光ヲ誘ヒ其邸ヲ脱セシム
 三月十九日 容堂參内歸暇ヲ請フ特ニ御劔一口ヲ賜フ尋デ二十六日歸
 途ニ上ル
 三月二十四日 平井收次郎、鳥羽謙三郎、井原應輔、濱田辰彌、後伯爵田中光

四月二十日、
五月十日ヲ以
テ攘夷期限ト
ナスノ朝令下
ル
四月廿三日姉
小路公知下坂
尋テ攝海ヲ巡
視ス

顯野々村庄吉橋本鐵猪後大橋慎三土居左之助等ヲ長藩久坂玄瑞寺島忠
三郎吉田榮太郎稔應等ニ紹介シ將軍東歸ノ駕ヲ要撃ノ舉ニ加ハラシム
四月朔日 平井收次郎間崎哲馬檻送ノ途ニ就ク
四月四日 瑞山急遽歸途ニ上ル蓋シ大原重徳官位復舊ノ事ニ關シ薩長
兩藩調停ノ爲メ容堂ノ指揮ヲ得ント欲スルナリ久坂玄瑞其歸藩ヲ危ミ
同志ヲ率キテ長藩ニ脱センコトヲ勸ム瑞山應ゼズ
四月十一日 天皇石清水行幸伊藤甲之助(贈正五位和義)等姉小路家ノ隨
員トナリテ供奉ス
四月十二日 容堂高知城下ニ歸著ス尋テ平井善之丞山川左一右衛門本
山只一郎等登應ス容堂吉田元吉刺客ノ事ニ關シ嚴責スル處アリ平井善
之丞爲メニ大目付ヲ辭ス
四月二十五日 大目付小南五郎衛門其職ヲ罷メラル
五月二日 小笠原唯八大目付トナル
五月二十四日 平井收次郎拘禁セララル

五月十日長藩
救旨ヲ奉シ米
穀ヲ馬關ニ砲
擊ス
五月二十日姉
小路公知刺客
ニ免ル
五月二十九日
薩藩乾門ノ警
衛ヲ免セララル

六月三日 瑞山書ヲ容堂ニ呈シテ藩政改革ヲ促ス爾後上書數回時務ヲ
陳ズ
六月五日 長藩使者大和彌八郎木梨平之允立川ノ關外ニ來ル十日書ヲ
瑞山ニ寄セテ國內ニ入ランコトヲ求ム瑞山爲メニ周旋スル所アリ十二
日彌八郎等立川ヲ發シ十五日高知城下ニ來ル蓋シ長藩主麻田公輔再任
ニ關シ謝意ヲ容堂父子ニ通ズル爲メナリ
六月八日 平井收次郎間崎哲馬廣瀬健太割腹ヲ命ゼラル
六月十一日 長藩佐佐木次郎四郎時山直入出京ノ途次ヲ以テ用居關門
ニ來リ書ヲ瑞山ニ寄セテ入關ヲ請フ藩廳之ヲ許サズ瑞山大石彌太郎ヲ
シテ關外ニ至リ次郎四郎等ト應接セシム
七月十五日 對島藩青木辰太郎大島友之丞等書ヲ瑞山ニ寄セ幕府ヨリ
糧食手宛給與ノ命アリタルヲ以テ其周旋ノ勞ヲ謝ス
七月二十三日 瑞山薩長調停案ヲ草シ容堂ノ一覽ヲ經テ之ヲ長藩京邸
留守居村田次郎三郎ニ致ス

七月十九日藩
主攘夷應援ノ
命ニ對シ建
白書ヲ朝廷ニ
上ル

武市瑞山年譜

八月十三日攘
夷祈願ノ爲メ
大和行幸ノ敕
命下ル

八月十八日俄
ニ敕シテ大和
行幸ヲ停メ國
事參政寄メ藩
町門ノ警備ヲ
罷メ又議奏ヲ
事掛メ參朝ヲ
禁ズ

八月十九日長
藩支族毛利元
純吉經幹等七
三條實美等七
門向美等七長

七月二十九日 瑞山容堂ニ謁シ時弊ヲ陳ズ容堂慰諭スル所アリ尋テ瑞

山書ヲ在京島村壽之助ニ寄セ之ヲ報ズ

是月 島村衛吉小畑孫三郎松山深藏等書ヲ藩廳ニ呈シ長藩應援海防準

備親兵撰派ノ三事ヲ陳ズ

是月下旬 長藩攘夷使者山縣半藏後子爵宍戸璣長嶺内藏太等高知城下
ニ來ル

八月十四日 吉村寅太郎等三十餘人中山忠光ヲ誘ヒ大佛ニ會シ大坂ニ
下ル大和ニ入りテ義ヲ徇ヘ攘夷親征ノ先鋒タラントスルナリ

八月十七日 吉村寅太郎等五條代官所ヲ襲ヒ代官鈴木源内ヲ誅リ翌日
之ヲ梟ス

八月二十六日 吉村寅太郎等高取城下ニ迫ル是夜寅太郎奇襲ヲ試ミ負
傷ス

九月四日 土方楠左衛門書ヲ瑞山及ビ島村衛吉ニ寄セ京師ノ變動ヲ報
ズ

九月五日 中岡慎太郎脫藩ス

九月十二日 清岡半四郎後子爵公張書ヲ瑞山ニ寄セ八月十八日ノ政變
ヲ報ズ

九月二十一日 瑞山拘禁ノ藩命下リ南會所ニ護送セララル同時河野萬壽
彌小畑孫二郎同孫三郎島村衛吉等揚屋入ヲ命ゼラレ山田町ノ牢獄ニ繫
ガル小南五郎右衛門ハ勤事扣ヲ命ゼラレ島村壽之助安岡覺之助ハ親類
預トナル

九月二十三日 藩主諸士ヲ二ノ九ニ召シ親諭シテ京師ノ命ニヨリ不審
ノ者ヲ取締ルト雖モ漫ニ動搖スルコト勿ラシム

九月二十四日 上岡膽治贈正五位正敏脫藩ス

九月二十七日 北添信摩贈從四位正信書ヲ在國同志ニ寄セテ僧如雲斬
殺ノ事ヲ報ズ

吉村寅太郎津藩兵ニ圍マレ大和國鷺屋口ニ圍死ス
十月十四日 中岡慎太郎長藩ヨリ歸國

武市瑞山年譜

十一月六日 中岡慎太郎書ヲ獄中ノ瑞山ニ寄セ尋デ脱藩ス

十一月十二日 瑞山ノ實弟田内衛吉及檜垣清治(直枝)今橋權助ノ三人山田町ノ牢獄ニ投ゼラル

獄ノ中番濱田良作門谷貫助夙ニ勤王黨ノ同志河原塚茂太郎門田爲之助會和傳左衛門上田楠次等ト親交アルヲ以テ常ニ瑞山ノ爲メニ便宜ヲ與ヘ中番雄之丞勘助安藏及ビ島村金次郎下番實馬(潮江)村札場ノ人(吉吾)新町ノ人安藏喜太夫半兵衛定吾等前後同志ノ手足トナリテ獄中獄外ノ通信ヲ交換セシヲ以テ南會所(山田町)ノ兩獄ハ勿論同志ノ本部タル島村壽之助宅トハ互ニ消息ヲ通ズルヲ得タリ

十二月二十日 瑞山書ヲ姉美多子奈美子及妻富子ニ寄セテ永訣ヲ敘ス

一元治元年甲子

三十六歲

五月三日 島村壽之助島本審次郎(仲道)南會所ニ召喚セラレ審次郎ハ山田町ノ牢獄ニ投ゼラル

五月十一日 中岡慎太郎京都ヨリ書ヲ在國同志ニ寄セテ義舉ノ決心ヲ

十二月廿七日
容堂入京ス

十二月晦日容
堂朝政參豫ヲ
命セラル
三月四日容堂
歸國
四月十八日容
堂從四位上少
將ニ任敘セラ
ル

告ゲ同志ノ蹶起上京ヲ促ス

五月十四日 瑞山同房ノ伊藤禮平野根川限リ追放ニ處セラル禮平ハ痴情ノ事ニ依リテ拘禁セラル、モノ瑞山戲ニ呼デクソ虫ト云フ

五月二十三日 初テ鞠獄アリ島村衛吉糾問セラル自第一卷四四一頁至四四六頁參照

五月二十四日 藩主豐範親ヲ南會所ニ臨ム

五月二十六日 瑞山糾問セラル第一卷四四七頁參照

六月八日 伊藤善平(和兌)書ヲ三田尻ニ在ル其子甲之助(贈正五位和義)ニ寄セテ藩地鞠獄ノ狀ヲ報ズ

是月上旬 瑞山書ヲ獄ノ内外ノ同志ニ寄セ藤本駿馬ノ自白内情ニ關シ各自ノ意見ヲ問フ第一卷四五三頁及四六九頁參照

是月上旬 島村衛吉瑞山及大石彌太郎ト共ニ長藩邸訪問ノ事及ビ藤本駿馬ノ自訴ノ事ニ關シ糾問セラル是ヨリ先書生重松圓太郎ナルモノ長藩久坂玄瑞ヨリ那須信吾大石團藏安岡嘉助等吉田元吉暗殺下手人ニ關スル瑞山宛ノ密書ヲ托セラレシニ其事端ナク藩ノ小監察福富健次ノ偵

知スル所トナリ捕ヘラレテ住吉ノ陣營ヨリ高知ニ搦送セラレ同志藤本駿馬爲メニ狼狽ノ餘監察役場ニ自訴セルヲ以テ藩廳ハ俄ニ糺問ヲ開始セルナリ

六月十三日 門田爲之助川原塚茂太郎等二十八人連署シテ南會所ニ至リ書ヲ呈シテ瑞山等ノ爲メニ寛典ヲ請フ

六月十四日 岡田以藏船牢ニテ搦致セラル直ニ入獄其自白ニヨリ一黨ノ糺問漸ク嚴峻ナリ

六月二十日 暴風雨瑞山詩アリ

河野萬壽彌後子爵敏鎌糺問セラル伏見ニ於テ下横目庄次郎殺害一件橋原村ニ於テ本間精一郎ニ會合ノ事等ナリ尋テ糺問數回ニ及ブ第一卷四八五頁參照

六月二十五日 深尾弘人柴田備後大目付寺村左膳寺田左右馬小八木五兵衛板坂市右衛門等退役

是月下旬 瑞山書ヲ島村壽之助ニ寄セ糺問ノ狀ヲ報ズ本間精一郎暗殺指揮ノ件等ニ就テナリ

七月三日 高屋友右衛門小笠原唯八大目付トナル

七月六日 藩主豊範用意出來次第上京ノ旨ヲ藩内ニ達ス

七月九日 後藤象二郎(後伯爵)森權次大目付ニ福岡藤次(後子爵孝悌)側用人ニ岩崎二三野中太内(助)繼小目付トナル

七月十三日 瑞山獄吏ノ需ニヨリ繪畫ヲ描ク爾後閑アレバ揮灑シ或ハ詩歌ヲ賦シテ鬱悶ヲ遣ル

七月十七日 藩主豊範親書ヲ下シ封建ノ由來ヲ述べ尊攘ヲ口ニシテ君臣ノ分義ヲ超ユベカラザルヲ諭シ自今親政ノ旨ヲ達ス

是月中旬 瑞山獄中ニ自ラ肖像ヲ描テ詩ヲ題ス

七月二十三日 乾退助(後伯爵板垣退助)大目付トナリ後藤象二郎等ト共ニ鞠獄ノ事ニ從フ

七月二十七日 清岡道之助等二十餘人國境岩佐ノ關門ヨリ書ヲ藩廳ニ呈シ尊攘ノ大義ヲ促シ瑞山等ノ爲メニ寛典ヲ請フ

七月十四日 在京藩邸ニ在
藩邸ニ在
長兵衛山崎
等ニ據リ形勢
頗ル急迫セル
ノ狀ヲ報ズ中
七ノ月十八日
岡田以藏等
嵯峨天龍寺
永訣ヲ叙ス

七月廿日 藩主
豊範左近衛權

ヲ糺問ス第一卷五四
四頁參照

八月十一日 久松喜代馬森田金三郎村田忠三郎岡本次郎等入獄

八月十二日十三日 瑞山吉田元吉ノ刺客井上佐一郎ノ絞殺坂本瀬平ノ

殺害本間精一郎ノ暗殺等ノ諸件ニ關シ糺問セラル岡田以藏ノ自白之ヲ

累セルナリ

八月十四日 野崎糺小目付トナル

八月十九日 瑞山長藩士トノ盟約平井善之丞小南五郎右衛門トノ關係

井上佐一郎ノ絞殺本間精一郎ノ暗殺血盟書等ノ諸件ニ關シ糺問セラル

八月二十日 瑞山近江國石部ニ於テ幕吏渡邊金三郎大河原重藏ノ襲殺

坂本瀬平殺害ノ件ニ關シ糺問セラル

八月二十三日 久松喜代馬井上佐一郎絞殺ノ事ニ關シ糺問セラル

瑞山書ヲ島村壽之助ニ寄セテ岡田以藏毒殺ノ意ヲ通ズ其拷問ニ堪ヘズ

シテ自白シ同志ノ連坐愈々多カラントスルヲ憂フルナリ

是月下旬 瑞山吉田元吉刺客ノ事ニ關シ糺問セラル瑞山暗ニ佐川人ノ

關係アルガ如キヲ諷ス蓋シ深意アルナリ自第一卷五七五頁
至五八二頁參照 マタ井上佐一

郎ノ絞殺本間精一郎ノ暗殺石部驛幕吏襲殺等諸件ニ關シ糺問セラル瑞

山マタ書ヲ獄外同志ニ與ヘテ岡田以藏毒殺ノ手段ヲ講ゼシム

九月五日 清岡道之助同治之助等二十餘人奈半利磔ニ於テ斬罪ニ處セ

ラル

是月上旬 瑞山薩長兩藩士トノ密約本間精一郎ノ暗殺井上佐一郎ノ絞

殺坂本瀬平ノ殺害等ノ諸件ニ關シ糺問セラル是ヨリ屏風圍ノ審問トナ

リ私談ノ裏ニ自白ノ端緒ヲ捉ヘントス容堂父子屏後ニ在テ時ニ之ヲ聽

ク自第一卷五八七頁
至六〇六頁參照

是月上旬 島村衛吉長藩士久坂玄瑞トノ關係井上佐一郎ノ絞殺坂本瀬

平ノ殺害等ノ諸件ニ關シ糺問セラル自第一卷六〇七頁
至六一五頁參照

九月十一日 瑞山糺問セラル久坂玄瑞ヨリ重松圓太郎ニ托セシ書翰吉

田元吉ノ刺客血盟書及井上佐一郎絞殺一件等ニ就テナリ

九月十二日 瑞山糺問セラル案件略前ニ同シ村田馬太郎徳増辨七ニ對

シ吉田元吉暗殺豫言事件起ル瑞山等一黨頗ル憂慮ス
 九月十三日 大石彌太郎等村田馬太郎ヲ訪ヒ吉田元吉豫言事件ニ關シ
 責問スル所アリ馬太郎毒殺ノ手段ヲ講ズルニ至ル自第一卷六二五頁至六四〇頁參照
 九月二十日 吉田元吉暗殺一件露顯ノ狀アリ瑞山書ヲ獄外同志ニ寄セ
 テ山内豊譽ニ依テ景翁(豊資)ノ救解ヲ求ム蓋シ事ノ連枝閥閥ニ連及セン
 トスルヲ恐ル、ナリ
 拷問愈甚シ岡本次郎久松喜代馬村田忠三郎等自白ス
 九月二十一日 瑞山書ヲ島村壽之助ニ與ヘテ盟約ノ故典ヲ示ス
 九月二十四日 瑞山書ヲ島村壽之助ニ寄セテ實弟田内衛吉ノ身體羸弱
 或ハ拷問ニ堪ヘザランコトヲ慮リ豫メ毒藥天祥丸ヲ送ランコトヲ求ム
 九月二十五日 瑞山書ヲ島村壽之助ニ寄セテ決心ヲ告グ
 九月二十七日 瑞山書ヲ島村壽之助ニ寄セテ重テ自決ノ意ヲ示ス
 九月二十八日 小畑孫三郎書ヲ島村壽之助等ニ寄セテ獄卒喜太次ノ事
 ヲ通ズ

是月下旬 山内豊譽詩ヲ瑞山ニ寄ス

十月二日 瑞山糺問セラル案件前ニ同シ大目付後藤象二郎瑞山ヲシテ
 首領ノ罪ニ服セシメントス

森田金三郎拷問セラル

十月三日 瑞山書ヲ島村壽之助ニ寄セテ後藤象二郎糺問ノ真意ヲ推度
 センコトヲ求メ小南五郎右衛門等入獄ノ有無ヲ問フ

小畑孫三郎書ヲ島村壽之助ニ寄セテ森田金三郎ノ拷問ニ屈セズ益、凜然
 タルヲ報ズ金三郎モ亦書ヲ壽之助ヘ寄セテ糺問ノ狀ヲ報ズ

十月十八日 小畑孫三郎島村衛吉書ヲ島村壽之助ニ寄セテ糺問ノ狀ヲ
 報ズ

十月十九日 小畑孫三郎書ヲ楠瀬六衛ニ寄セテ森田金三郎拷問ノ狀ヲ
 報ズマタ島村壽之助ニ寄スルノ書中「獨リ三木氏凜々トシテ不屈不義ニ
 不陷眞ニ丈夫ト可云君幸ニ尊慮ヲ勞シ玉フ事ナカレ」ノ語アリ
 瑞山書ヲ島村壽之助ニ寄セテ村田馬太郎ノ豫言一件ニ對スル手段ヲ問

十月二十二日 河野萬壽彌書ヲ島村壽之助ニ寄セテ獄卒某懇款ノ情ヲ盡スヲ怪シミ其ノ意見ヲ問フ

是月下旬 瑞山書ヲ島村衛吉ニ寄セテ監察吏ノ情偽ヲ辨シ應答ノ要ヲ示ス

十一月五日 野中太内助繼幡多郡奉行トナル

十一月九日 檜垣清治山田町在獄ノ同志ニ寄ヒテ鞠獄ノ峻嚴ナルヲ報ズ田内衛吉ノ自白ニ因ルモノ、如シ

是月上旬 田内衛吉書ヲ森田金三郎ニ寄セテ糺問ノ狀ヲ報ズ

是月上旬 今橋權助書ヲ瑞山ニ寄セテ小田原一件糺問ノ狀ヲ報ズ

十一月二十四日 吉永良吉(後成徳)親類預トナル尋テ入獄

十一月二十八日 瑞山書ヲ島村壽之助ニ寄セ實弟田内衛吉ノ自白ヲ慨シ速ニ毒藥天祥丸ヲ送ランコトヲ求ム是日衛吉仰毒自殺

十二月五日 容堂南會所ニ臨ム河野萬壽彌小畑孫三郎等糺問セララル

十一月十二日
小川安馬(後)
平川光仲
清雪脱藩
備

十二月六日 瑞山書ヲ島村壽之助ニ寄セ監察吏森四郎ヲ檢舉ノ爲メ須崎ニ赴キタル報アルヲ以テ豫メ戒心セシム

是頃瑞山病アリ爾後常ニ藥餌ニ親シム

是月上旬 吉永良吉書ヲ島村壽之助ニ寄セテ糺問ノ狀ヲ報ズ

十二月十五日 瑞山書ヲ島村壽之助ニ寄セ岡田以藏久松喜代馬岡本次郎村田忠三郎等糺問セラレシ事ヲ報ズ獄吏瑞山ノ出廷ヲ促スコト頗ル急ナリ

十二月二十三日 島村衛吉書ヲ島村壽之助ニ寄セテ河野萬壽彌家族救恤ノ事ヲ求ム

一 慶應元年乙寅

三十七歲

正月五日 瑞山書ヲ曾和傳左衛門ニ寄セテ吉永良吉ノ監察吏ト應接書ヲ得ンコトヲ求ム

正月七日 瑞山書ヲ島村壽之助同壽太郎ニ寄セテ盟約ノ義ヲ論シ豫メ監察吏ノ糺問ニ備フ爾後同志互ニ講究スル所アリマタ新獄ノ圖ヲ示ス

正月八日 濱田
 辰中(後) 顯那
 田馬(和) 男
 須源(後) 和
 橋本(後) 等
 大坂(後) 町
 大内(後) 家
 多於(後) 組
 大為(後) 利
 死レノス

野中太内(助繼)大目付兼帶ヲ命ゼラル
 正月十四日 乾退助大目付ヲ罷メテ江戸ニ遊學ス
 是月中旬 島村衛吉石部驛幕吏襲殺一件等ニ就テ糺問セラル
 正月二十七日 藩廳獄ノ成ラザルヲ以テ醫ヲシテ瑞山ヲ毒殺セシメン
 トスルノ説アリ瑞山書ヲ獄外同志ニ與ヘテ戒心スル所ヲ告グ
 正月二十八日 島村壽之助南會所ニ召喚訊問セラル
 是月下旬 瑞山書ヲ獄外同志ニ與ヘテ獄中ニ忍ビ來ランコトヲ求ム
 二月初日 野中太内(助繼)大目付トナル
 二月二日 島村壽之助南會所ニ召喚訊問セラル
 二月七日 瑞山糺問セラル
 是月上旬 瑞山書ヲ島村壽太郎ニ與ヘテ糺問ノ狀ヲ報ズ
 是月上旬 園村新作南會所ニ召喚訊問セラル
 二月二十一日 森權次(良直)大目付ヲ免ゼラル
 二月二十四日 山本喜三之進入獄

三月三日 小畑孫二郎書ヲ島村壽之助ニ寄セテ岡田以藏毒殺ノコトヲ
 謀ル

三月七日 容堂父子南會所ニ臨ム
 三月八日 島村衛吉糺問セラル
 三月十日 曾和傳左衛門等獄中ト消息ヲ絶タザレバ大破綻ヲ生ズベシ
 トノ事ヲ唱ヘ獄中同志トノ間ニ意見ヲ異ニシ瑞山書ヲ島村壽之助同壽
 太郎ニ與ヘテ其必要ヲ論ズ
 三月二十三日 島村衛吉拷問ニ斃ル
 三月二十八日 島村壽之助安岡覺之助入獄
 獄吏來リ容堂親臨スルヲ以テ瑞山ヲシテ強テ出廷セシム瑞山病ヲ以テ
 之ヲ辭ス聽サレズ瑞山獄吏ノ肩ニ倚リ出廷糺問セラル
 四月八日 園村新作入獄
 四月十七日 武政佐喜馬違約金劫奪一件ニ關シ森田金三郎檜垣清治等
 糺問セラル尋デ瑞山書ヲ島本審次郎ニ寄セ戒心ヲ促ス所アリ

閏五月十一日 瑞山賜死自殺ヲ命ゼラル岡田以藏斬罪梟首岡本次郎村
田忠三郎久松喜代馬斬罪以下處刑各差アリ

武市瑞山年譜終

役員

副總裁	侯爵	蜂須賀茂韶	
會長	赤司	鷹一郎	
幹事長	中原	邦平	
幹事	岩崎	英重	
幹事	早川	純三郎	
顧問			
侯爵	松方正義	伯爵	土方久元
公爵	九條道實	侯爵	蜂須賀茂韶
侯爵	德川義親	子爵	金子堅太郎
評議員			
子爵	三島彌太郎	子爵	小笠原長生
		男爵	尾崎三良
		公爵	鷹司熙通
		侯爵	木戸孝正

男爵 澁澤榮一	文學博士 萩野由之	原六郎
原保太郎	德富猪一郎	早川千吉郎
豐川良平	加藤正義	大倉喜八郎
大谷嘉兵衛	小牧昌業	中原邦平
小松原英太郎	文學博士 三上參次	赤司鷹一郎
朝吹英二		

會員名簿

(次第不順)

大正五年十一月二十日現在

侯爵 松方正義	侯爵 蜂須賀茂韶	伯爵 土方久元
侯爵 黑田長成	子爵 金子堅太郎	男爵 尾崎三良
公爵 嶋津忠重	公爵 嶋津家	公爵 毛利元昭
子爵 吉川元光	侯爵 山内豐景	侯爵 前田利為
侯爵 細川護立	侯爵 池田仲博	侯爵 池田禎政
有馬頼寧	公爵 九條道實	公爵 伊藤博邦
侯爵 木戶孝正	男爵 三井八郎右衛門	男爵 岩崎久彌
小松原英太郎	原六郎	男爵 澁澤榮一
豐川良平	早川千吉郎	高田慎藏
川崎八右衛門	男爵 南部鑾男	宮内省臨時編修局
久原房之助	公爵 徳川家達	子爵 大久保忠一
原保太郎	侯爵 伊達宗陳	小牧昌業
大久保利武	文學博士 萩野由之	文學博士 三上參次

赤司鷹一郎	中原邦平	國學院大學
伊東祐毅	村井吉兵衛	加藤正義
桐島像一	東京帝國大學圖書館	石本鑽太郎
德富猪一郎	富田幸次郎	村井貞之助
神宮奉齋會	男爵 岩崎小彌太	公爵 鷹司熙通
西村秀造	男爵 藤田平太郎	伯爵 井伊直忠
川上直之助	帝國圖書館	內池三十郎
法學博士 上杉慎吉	東京高等師範學校	田邊密藏
第一高等學校	中山正善	男爵 嶋津久家
東京高等商業學校	東北帝國大學圖書館	第二高等學校
侯爵 井上家	木村清四郎	成田圖書館
渡邊千秋	伯爵 松浦厚	伯爵 寺內正毅
宮崎圖書館	男爵 近藤廉平	伯爵 德川達道
男爵 住友吉左衛門	京都帝國大學文科大學	廣島高等師範學校
山内一次	男爵 牧野伸顯	公爵 三條實憲

前川一郎	靖國神社社務所	小柳津要人
林民雄	華族會館	神田鐺藏
水町袈裟六	須田利信	貴族院
公爵 一條實輝	學習院	衆議院
田中一貞	南葵文庫主幹 齋藤勇見彦	高橋義雄
男爵 大倉喜八郎	佐藤範雄	朝吹英二
長岡圖書館	大橋圖書館	西鄉從德
池田謙三	子爵 三島彌太郎	辰澤延次郎
菊池晋二	周布公平	第六高等學校
伯爵 酒井忠道	野崎廣太	赤星鐵馬
樞密院	東北帝國大學農科大學	陸軍省
米澤圖書館	田中留吉	大谷嘉兵衛
茂木惣兵衛	平沼久三郎	井上準之助
山川勇木	原富太郎	小野光景
增田增藏	桃井可雄	金子元三郎

東京商業會議所

大阪府立圖書館

安田善三郎

子爵 小笠原長生

岩崎英重

教育總監部

山口圖書館

安田善雄

奈良女子高等師範學校

神宮文庫

井原豐作

小川多一郎

維新史料編纂會

法學博士 岡松參太郎

吉野周太郎

大阪天滿宮社務所

侯爵 徳川義親

田村市郎

高知縣立圖書館

井野邊茂雄

岡上爲右衛門

男爵 中島久萬吉

三浦新七

第三高等學校

三井家編纂室

博文館編輯部

伯爵 堀田正恒

神戸高等商業學校

早稻田大學圖書館

男爵 大森鍾一

武岡豐太

福原八郎

森田金藏

早川純三郎

川田豐太郎

川田文庫 川田四五郎

宮本仲

藤山雷太

淡中孝八郎

神崎一作

若林茂一郎

高頭仁兵衛

渡邊勝三郎

箕田長三郎

神戸市立圖書館

子爵 花房義質

新生金生

愛甲兼達

山口恒太郎

南義二郎

小倉久兵衛

子爵 渡邊國武

若尾幾造

芝川又右衛門

美濃部俊吉

男爵 岩倉道俱

日高榮三郎

西脇濟三郎

本間光彌

上山滿之進

男爵 穗積陳重

西山亮三

清海復三郎

河野巖男

小野金六

成瀬正恭

渡邊治右衛門

白根尋常高等小學校

佐々木勇之助

横山章

子爵 松平定晴

植木平之允

竹村與右衛門

貝島太助

李王職

子爵 久世廣英

男爵 都筑馨六

土井榮

森本信富

今村繁三

市川文藏

渡邊千代三郎

堀啓次郎

金光鑑太郎

子爵 加藤泰秋

辻忠郎兵衛

川崎芳太郎

古谷久綱

上野理一

南波禮吉

男爵 古河 虎之助
 法學博士 石 渡 敏 一
 男爵 島 村 速 雄
 工學博士 團 琢 磨
 伯爵 伊 達 宗 基

第四高等學校
 中川 小十郎
 小林 林之助
 根津 嘉一郎

文部省
 上野 勝 啓
 澁澤 義 一
 會 津 會

大正五年十一月二十日印刷
 大正五年十一月廿五日發行

武市瑞山關係文書第二
 (非賣品)

編輯兼發行者 早川 純三郎
東京市京橋區新榮町五丁目三番地
 日本史籍協會代表者

印刷者 榎山 定吉
東京市神田區三崎町三丁目一番地

印刷所 友文社印刷所
東京市神田區三崎町三丁目一番地

發行所 日本史籍協會
東京市京橋區新榮町五丁目三番地



終